

第3期下妻市地域福祉計画

(案)

令和5年1月 下妻市

(表紙裏)

目次

第1章 計画の概要	1
1 地域福祉とは	1
2 計画策定の目的	1
3 計画策定の背景	2
(1) 国の制度動向について	2
(2) 県の制度動向について	4
4 計画の位置づけ	5
(1) 関連計画	5
(2) SDGs（持続可能な開発目標）の推進について	6
5 計画策定の経緯	6
6 計画の期間	6
第2章 地域福祉に関する現状と課題	7
1 統計データからみる下妻市の現状	7
(1) 人口の状況	7
(2) 世帯の状況	8
(3) 子どもの状況	10
(4) 要介護認定者の状況	11
(5) 障害者の状況	11
(6) 生活保護の状況	12
(7) 成年後見制度の利用状況	12
(8) 市民活動の状況	13
2 第2期計画の評価	14
基本目標1 安心して利用できる福祉サービスのあるまちづくり	14
基本目標2 いつまでも安心してともに暮らせる福祉のまちづくり	15
基本目標3 一人ひとりが地域福祉の担い手になるまちづくり	17
第3章 計画の理念・基本的な考え方	19
1 計画の理念	19
2 基本目標	20
3 施策の体系	21
4 圏域の考え方	23
第4章 施策の展開	24
基本目標I ともに支えあう地域づくり～住民主体の地域福祉の支援～	24
(1) ふれあいの意識ときっかけづくり	24
(2) 担い手づくり	27
基本目標II つながりあう地域づくり～福祉サービスを中心とした支援体制の充実～	29
(1) 福祉サービスの提供	29

（2）分野横断的な支援体制の整備	32
（3）地域におけるネットワークの整備	35
基本目標III 安心して暮らせる地域づくり	
～誰もが安心・安全に地域で暮らし続けるための支援～	37
（1）安全・安心の地域づくり	37
（2）権利擁護の推進（成年後見制度利用促進基本計画を含む）	44
第5章 計画の推進	49
1 地域福祉推進役の連携・協働による地域福祉の推進	49
（1）地域福祉推進役	49
（2）主な地域福祉推進役の役割	49
2 計画の評価	51
3 計画の進行管理体制	52
4 補助事業の活用と財源の確保	52

第1章 計画の概要

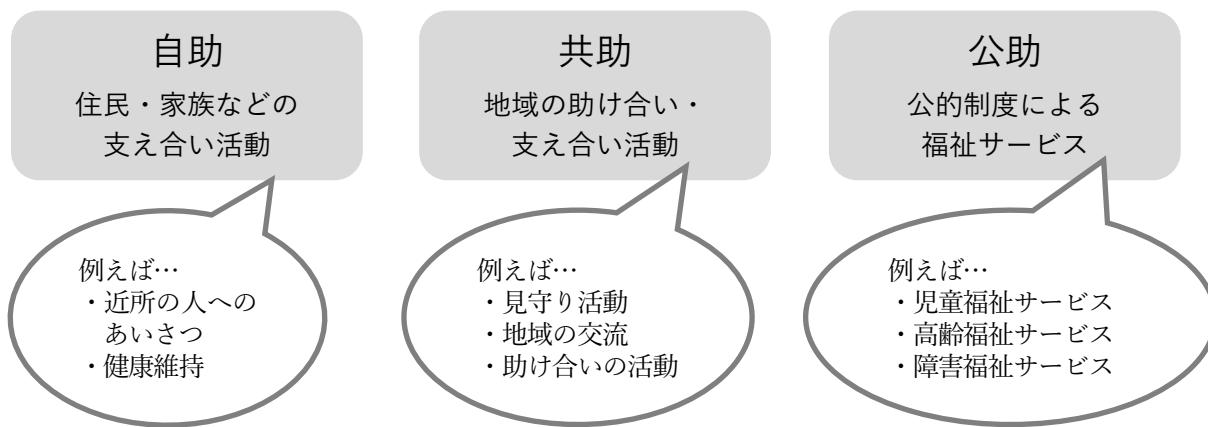
1 地域福祉とは

地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

地域で困りごとを抱えた人を支える取り組みは、法に基づく制度化された福祉サービスや事業のみによって実現するものではなく、地域住民やボランティア、行政・関係諸機関、社会福祉関係者が協働して実践することによって支えられています。

特に、社会福祉法第4条において、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重しあいながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。」とされており、地域福祉の推進に向けて地域住民が主体的に参加することが重要となってきています。

【自助・共助・公助のイメージ】



2 計画策定の目的

下妻市では、平成30年に5年間を期間とする「第2期下妻市地域福祉計画」を策定し、共助共生の福祉のまちづくりを推進してきました。

近年では、社会・経済状況の大きな変化に伴って、これまで国や地方自治体の福祉制度の枠組みの中だけでは対応しきれないことの多かったホームレス状態、ひきこもり、虐待、雇用が不安定な労働者といった新たな社会的課題への対応が求められるようになってきました。

これらの地域を取り巻く課題の解決に向けては、行政、市民、団体、民間事業者、社会福祉協議会を含む社会福祉法人などが一体となって取り組むことが重要です。さらに、「第2期下妻市地域福祉計画」が令和4年度をもって終了することから、社会情勢や国、県の計画及び市の関連計画などを踏まえ、新たな第3期下妻市地域福祉計画（以降、「本計画」という。）を策定するものです。

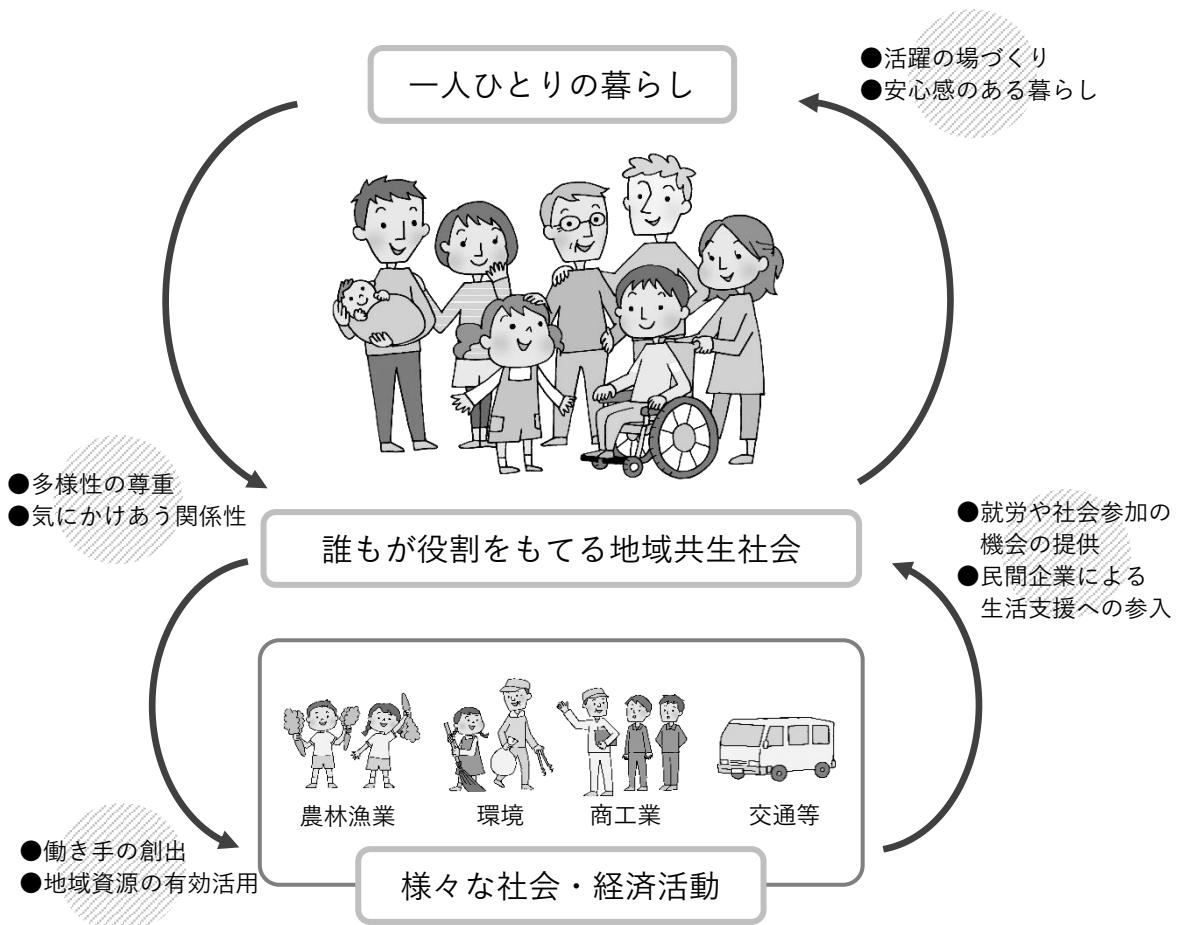
3 計画策定の背景

(1) 国の制度動向について

国では、平成12年の社会福祉法改正により地域福祉計画の策定が規定されて以降、災害時要配慮者支援、社会的孤立など地域において支援を必要とする人の把握や適切な支援、生活保護に至る前段階の生活困窮者支援などを地域福祉計画に盛り込むよう示されました。

こうした人々の暮らしや社会構造の変化を踏まえ、国では、今後の福祉改革を貫く基本的な考え方として地域共生社会の実現を目指しています。この地域共生社会は、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。高齢化の中で人口減少が進行し、福祉ニーズも多様化・複雑化する中、担い手の不足や、つながりが弱まっている現状を踏まえ、人と人、人と社会がつながり支えあう取り組みが生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められています。

■地域共生社会のイメージ



第2期下妻市地域福祉計画策定以降、国では地域福祉の推進や権利擁護に関する様々な動きがすすめられてきました。地域福祉・成年後見制度利用促進に関する主な国の動向は以下の通りです。

年	内容
平成 28 年	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定
	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置
	★「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
平成 29 年	地域包括ケアシステムの強化のための社会福祉法一部改正 →地域福祉計画の策定が市町村の努力義務とされた。 →「地域福祉計画策定ガイドライン」が示された。 →ガイドラインでは、計画に盛り込むべき事項として「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」や「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が新たに追加された。
	★「成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定 →令和3年度までの成年後見制度利用促進基本計画の策定が市町村の努力義務とされた。 →利用促進に向けて必要な体制の整備を講ずることが明示された。
平成 30 年	厚生労働省通知「社会福祉法人による『地域における公益的な取組』の推進について」
令和元年	「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ →地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するために、 ① <u>断らない相談支援</u> ② <u>参加支援</u> ③ <u>地域づくりに向けた支援</u> による新たな事業の創設が提言された。
令和 2 年	地域共生社会の実現のための社会福祉法等一部改正
令和 3 年	令和元年度の最終とりまとめを踏まえて社会福祉法が改正され、 新事業として 「重層的支援体制整備事業」 を創設することが示された。

※ 「★」印は成年後見制度利用促進基本計画に関する内容

(2) 県の制度動向について

茨城県では、市町村の地域福祉計画の推進を支援するため「茨城県地域福祉支援計画」を策定して、広域自治体として、県の推進する施策の方向を明らかにしています。平成16年3月に「茨城県地域福祉支援計画」を策定した後、改定を重ねながら、市町村や関係機関と一体となって、地域福祉の推進を図ってきました。

平成31年3月には、平成31年度から令和5年度までの5年間を計画期間として「茨城県地域福祉支援計画〔第4期〕」を策定しました。

■茨城県地域福祉支援計画〔第4期〕の概要

基本目標

地域に暮らす一人ひとりが地域の担い手として、ともに支え合い助け合い、安心して暮らせる地域社会づくり

3つのチャレンジ

基本目標を実現するために県や関係機関が連携して取り組んでいく施策や対策の方向性として、次の「3つのチャレンジ」を提示しました。

<チャレンジの方向>

I
「支え合いの地域づくり」へのチャレンジ

II
支え合いを担う「人財づくり」へのチャレンジ

III
福祉を支える「環境・基盤づくり」へのチャレンジ

■茨城県の成年後見制度利用促進の状況

茨城県では、「茨城県地域福祉支援計画〔第4期〕」、III 福祉を支える「環境・基盤づくり」へのチャレンジにおいて、市町村における成年後見制度利用促進と市民後見の推進を支援すること、成年後見制度と日常生活自立支援事業との相互連携を推進することについて言及しています。

また、成年後見センター「ぱあとなあいばらき」において、法定後見人等の受任、成年後見制度等の権利擁護に関する相談への対応を行っているほか、家庭裁判所や茨城県・各市町村等の行政、弁護士会・司法書士会等と連携し、権利擁護のための地域のネットワーク構築を目指しています。

4 計画の位置づけ

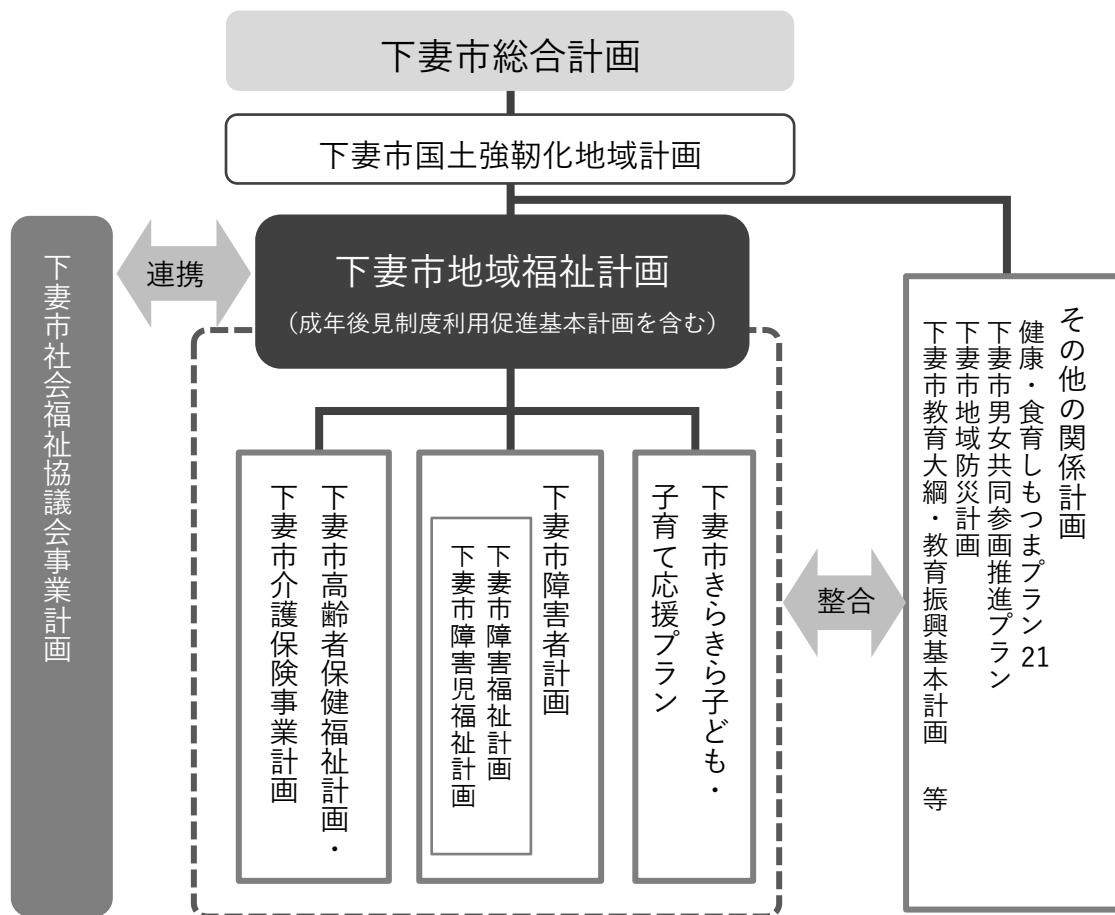
(1) 関連計画

本計画は、「社会福祉法」第107条に規定された市町村地域福祉計画として位置づけられ、下妻市の最上位計画である「第6次下妻市総合計画」のもとで福祉分野における基本計画としての性格を持つものです。

福祉関係計画である「下妻市高齢者保健福祉計画・下妻市介護保険事業計画」、「下妻市障害者計画」、「下妻市障害福祉計画・下妻市障害児福祉計画」、「下妻市きらきら子ども・子育て応援プラン」などの個別計画の上位に位置づけられます。これらの関連計画と整合性を図りながら、計画の推進に努めます。

また、本計画は平成28年度に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に規定された、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画と一体的に策定します。

■関連計画との関係



(2) SDGs（持続可能な開発目標）の推進について

本市では、2021年6月に制定された「下妻市SDGsに基づく持続可能なまちづくり推進条例」により、各種計画にSDGsの理念と目標を反映させることとなりました。本計画においても施策の内容とSDGsの目指す17の目標の関連を示し、SDGsを一体的に推進していきます。

■本計画に関連するSDGsの目標



※SDGsとは持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の略で、2030(令和12)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことです。

5 計画策定の経緯

計画の見直しにあたっては、市民の意見を反映するため、市内在住の18歳以上の市民1,900名及び福祉関係者の方100名を対象に、「地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

また、地域福祉の現状を把握するため、関係機関・団体に対するヒアリング調査を実施しました。

地域福祉計画に関連する団体からなる策定委員会での検討・協議を重ねました。さらに計画素案をホームページなどで公開し、広く意見を募るパブリックコメントを実施しました。

地域福祉推進のために、全庁的な取り組みが必要な中で、庁内関係職員によるワーキングチームを設置し、下妻市における現状と課題の把握、関係課連携体制などについて話し合いを行いました。

6 計画の期間

本計画は、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とします。ただし、社会情勢の変化や国や県の動向などにより計画の見直しが必要だと思われる場合には、適宜計画を見直します。

第2章 地域福祉に関する現状と課題

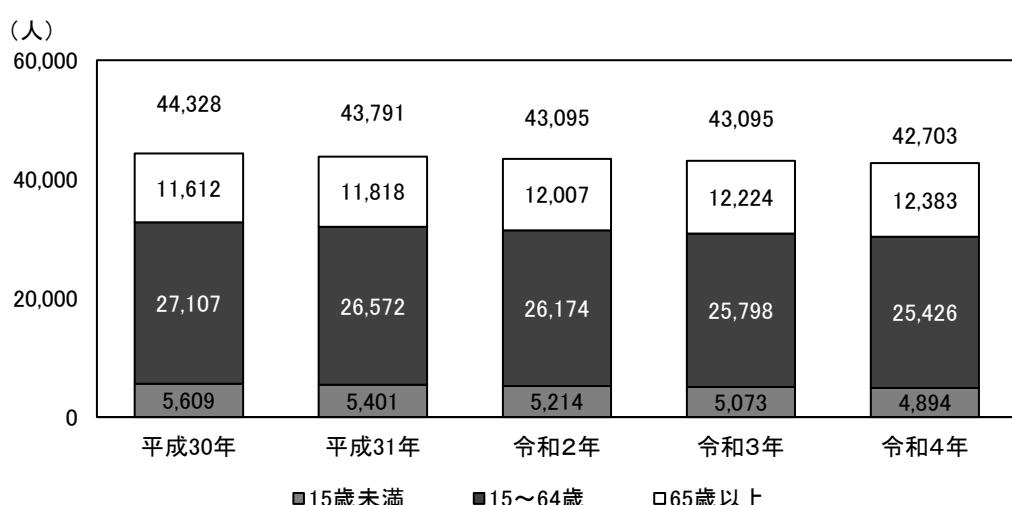
1 統計データからみる下妻市の現状

(1) 人口の状況

本市の人口全体は減少傾向となっています。15歳未満及び15歳～64歳人口は減少していますが、65歳以上人口については、増加し続け、令和4年では12,383人となっています。

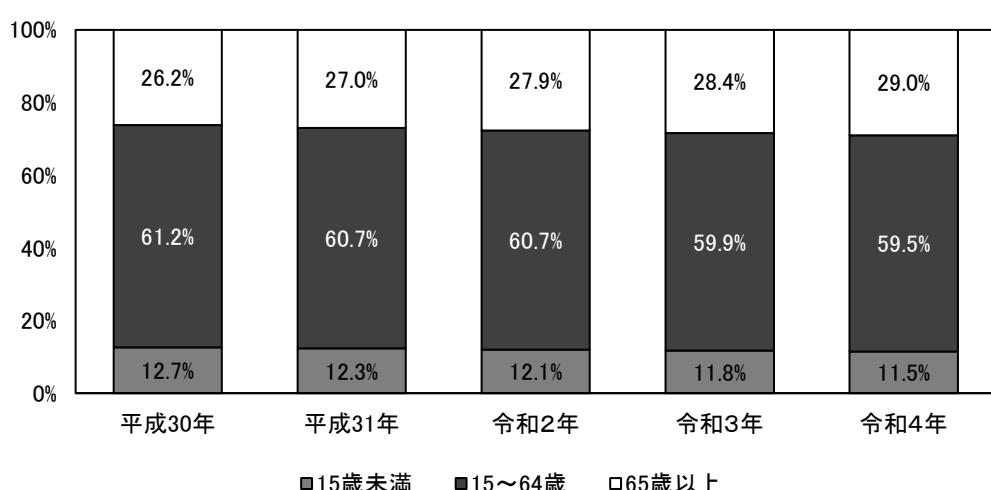
各年齢層の割合についても、65歳以上が占める割合が上昇しており、令和4年で高齢化率は約3割となっています。

■人口3区分の推移



資料：年齢階級別住民基本台帳人口（各年1月1日現在）

■人口3区分（割合）の推移

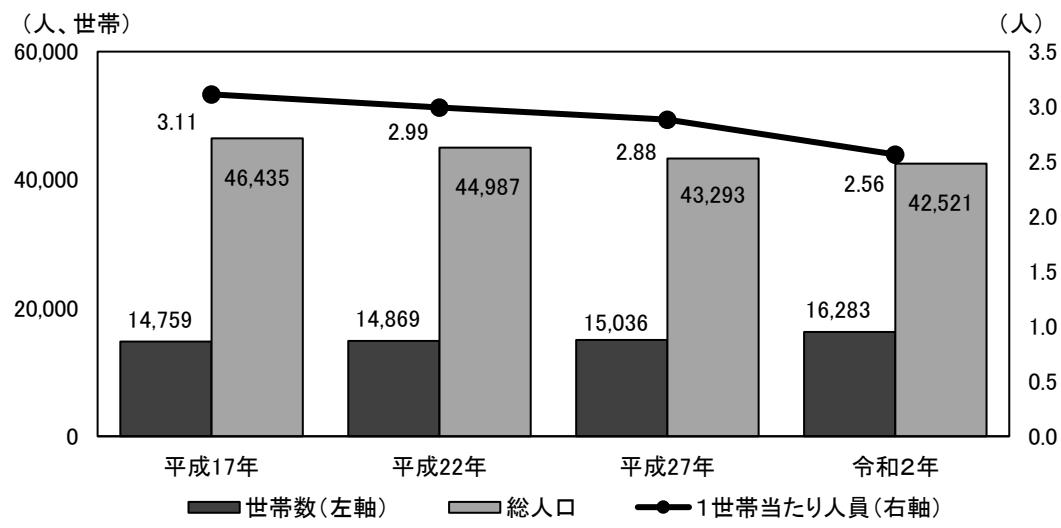


資料：年齢階級別住民基本台帳人口（各年1月1日現在）

(2) 世帯の状況

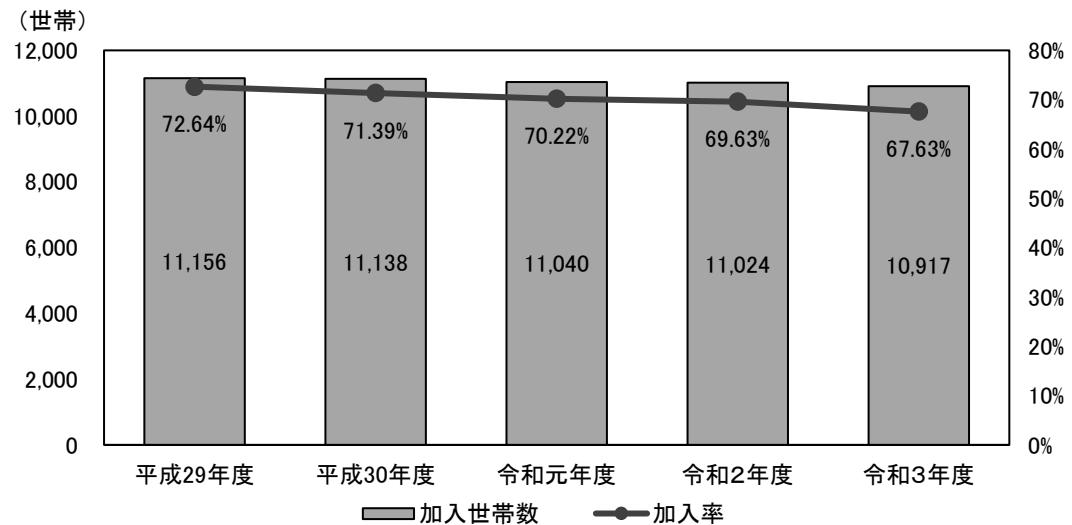
本市の人口は減少傾向にある一方、世帯数は増加しているため、1世帯当たり人員は減少しています。また、自治区加入世帯数も減少傾向にあり、令和2年度以降、加入率は7割を切っています。

■世帯数・1世帯当たり人員の推移



資料：国勢調査

■自治区加入世帯の推移

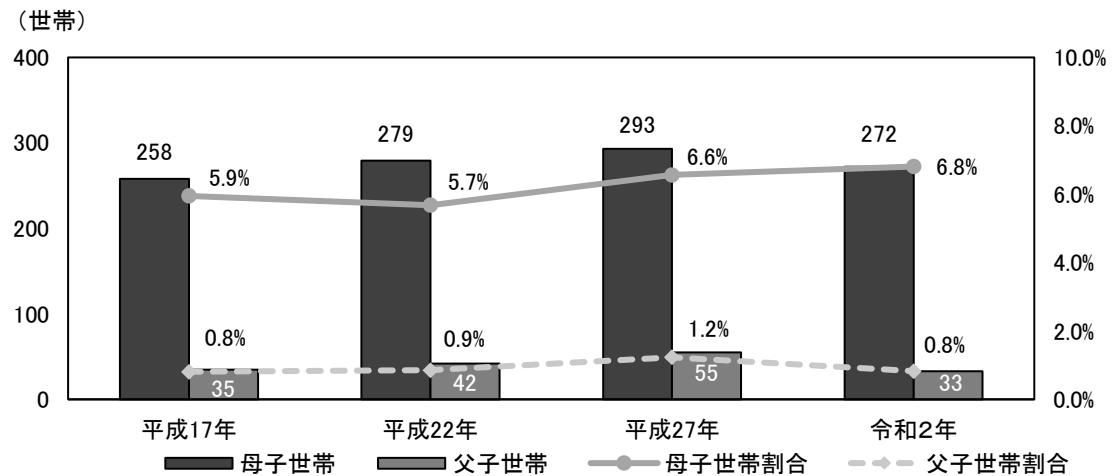


資料：市民協働課

ひとり親世帯数をみると、母子世帯数、父子世帯数ともに平成27年まで増加し、令和2年には減少しています。子どものいる世帯のうちのひとり親世帯の割合については、母子世帯は6%前後、父子世帯は1%前後で推移しています。

高齢者のいる世帯数をみると、65歳以上の単身者世帯、高齢夫婦世帯はともに増加傾向にあり、令和2年では、平成17年と比較して65歳以上の単身者世帯、高齢夫婦世帯の数は2倍以上となっています。

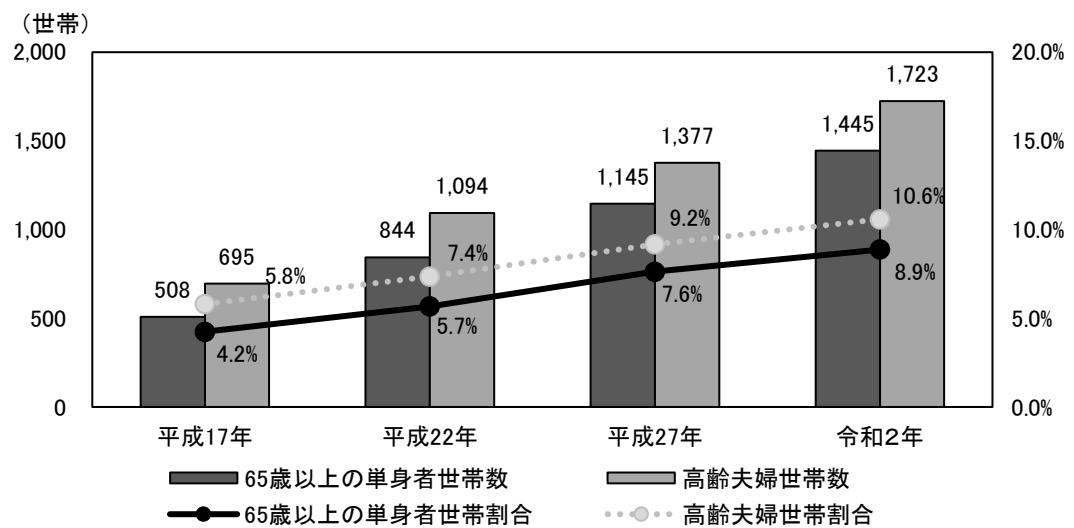
■ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査

※母子世帯割合・父子世帯割合は、20歳未満世帯員のいる一般世帯のうちのひとり親世帯の割合を算出したものです。

■高齢者のいる世帯数の推移



資料：国勢調査

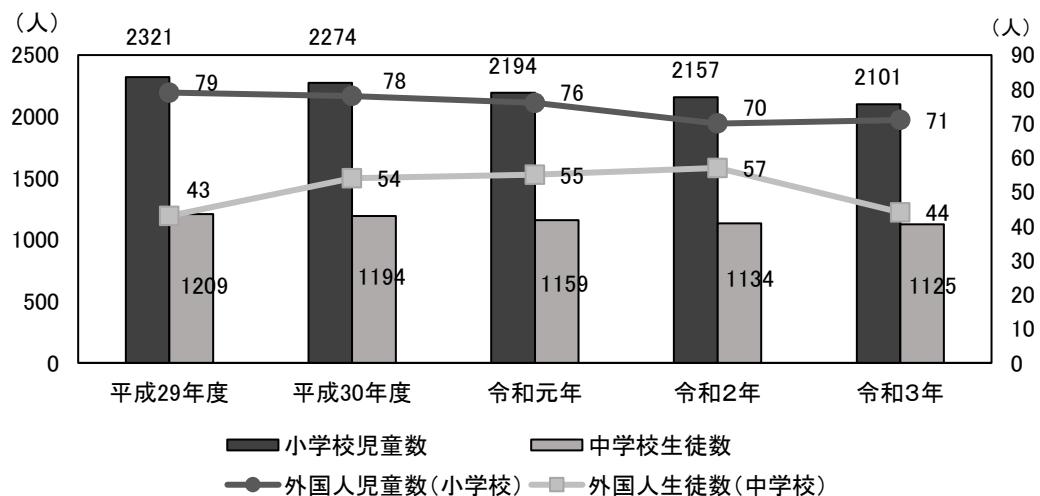
※高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯のことを表しています。

(3) 子どもの状況

小学校児童数と中学校生徒数はともに減少が続いている。小学校における外国人児童数は、概ね横ばいとなっています。中学校における外国人生徒数は、令和2年まで増加し続け、令和3年で減少に転じています。

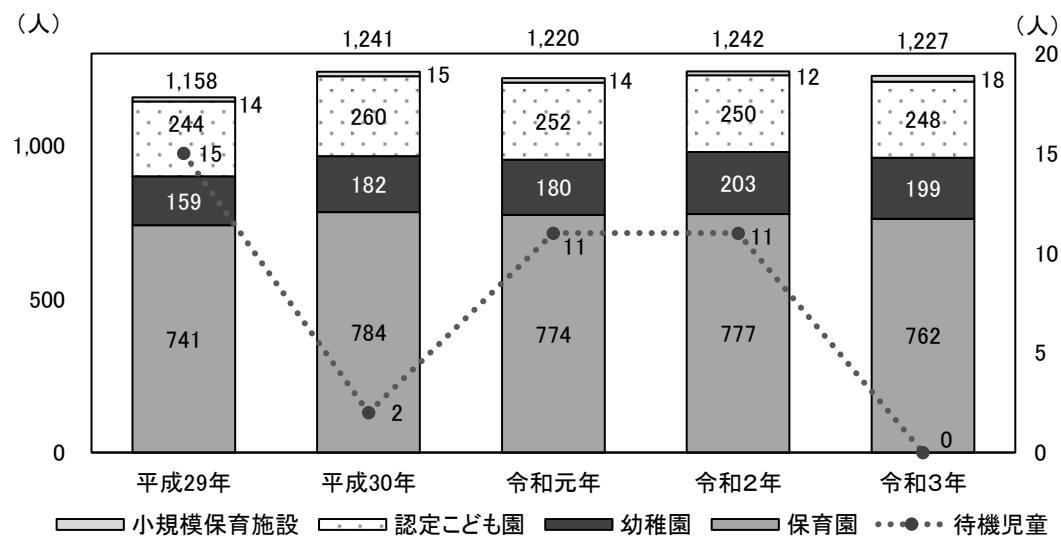
未就学児の教育・保育施設の入所人数は増減を繰り返していますが、平成29年の状況と比較すると令和3年ではすべての施設の入所児童が増加しています。また、施設整備を進めながら、保育ニーズが高い低年齢児の施設入所定員の見直しを行い、令和3年4月現在で待機児童は0人となっています。

■小中学校児童数の推移



資料：学校基本調査結果報告書

■未就学児の状況

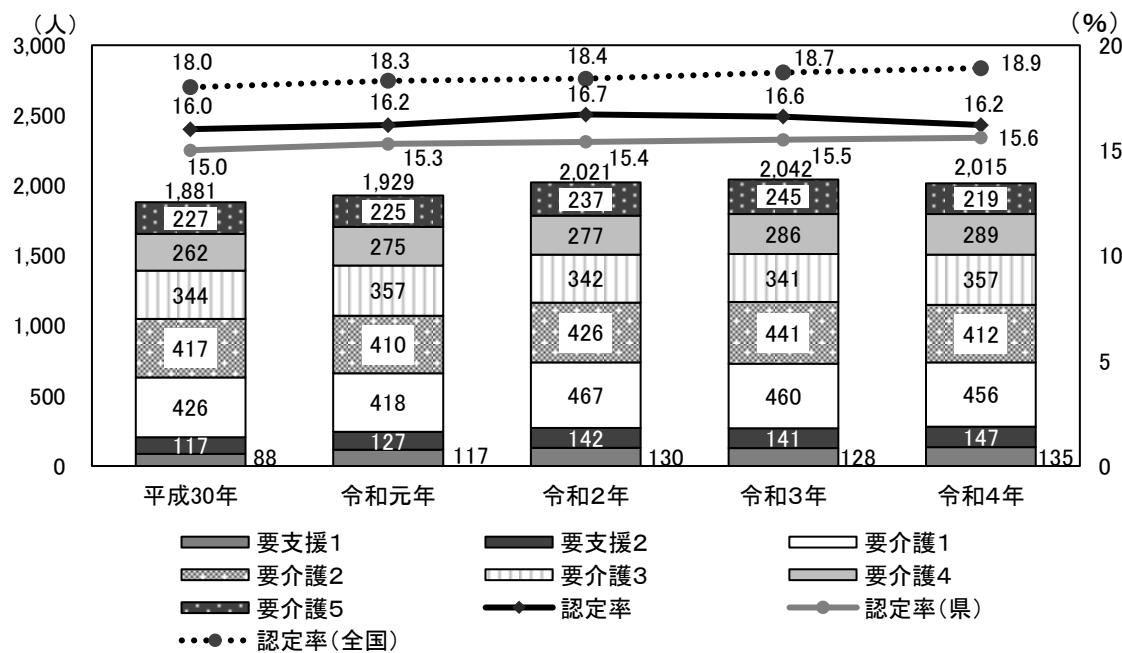


資料：施設入所状況、及び待機児童数調査（各年4月1日現在）

(4) 要介護認定者の状況

要支援認定者数は増加しています。要介護認定者数は令和3年まで増加し、令和4年に減少に転じています。

■要介護認定者数の推移

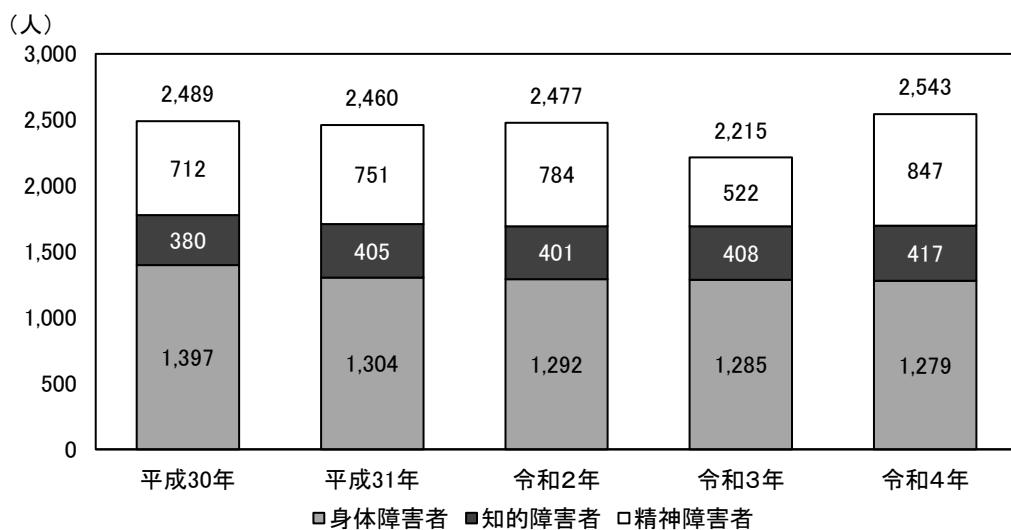


資料：介護保険事業状況報告（各年3月末現在）

(5) 障害者の状況

障害者手帳所持者数は増減を繰り返していますが、令和4年では平成30年以降最も多くなりました。身体障害者手帳所持者数は毎年減少を続けています。

■障害者手帳所持者数の推移



資料：茨城県障害者手帳交付数（各年3月末現在）

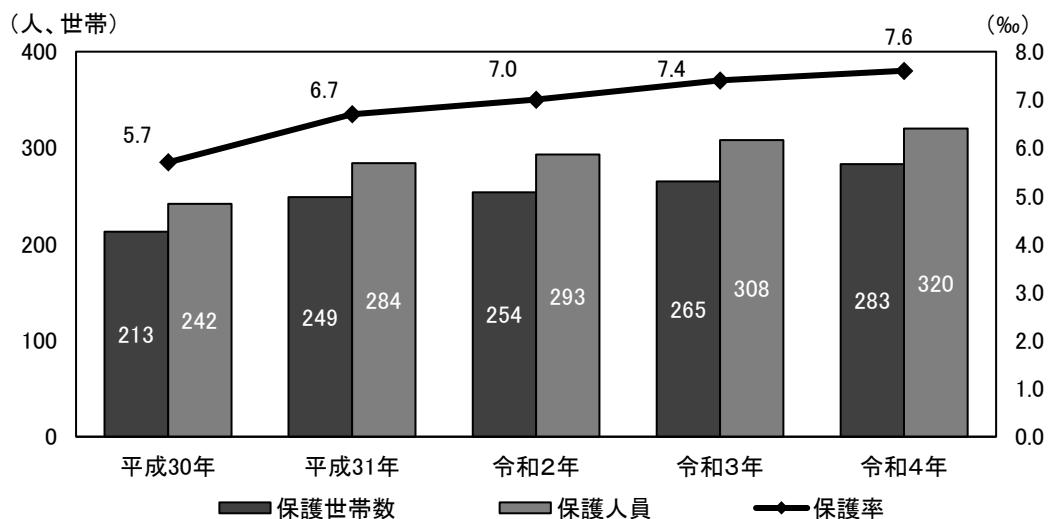
※精神障害者数は精神障害者保健福祉手帳所持者と精神通院の合計

(6) 生活保護の状況

生活保護世帯数、保護人員はいずれも増加傾向にあります。平成30年から生活保護世帯数は70世帯、保護人員は78人の増加となっています。

保護率は増加傾向にあり、令和4年では7.6%となっています。

■生活保護の推移

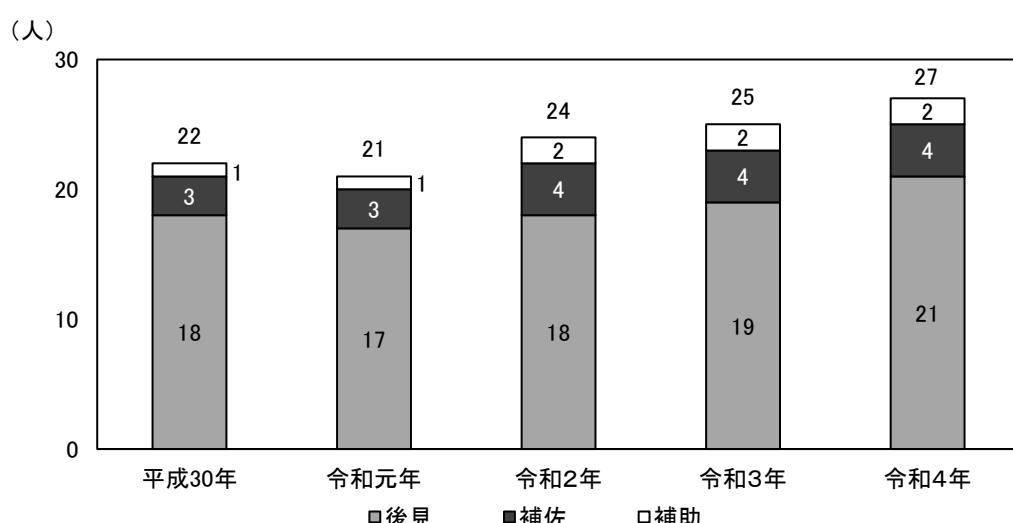


資料：茨城県市町村別保護状況（速報値）、各年3月末時点

(7) 成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用状況は、20～30件で推移しています。種類は後見が最も多くなっています。任意後見の実績はありませんでした。

■成年後見制度の利用状況



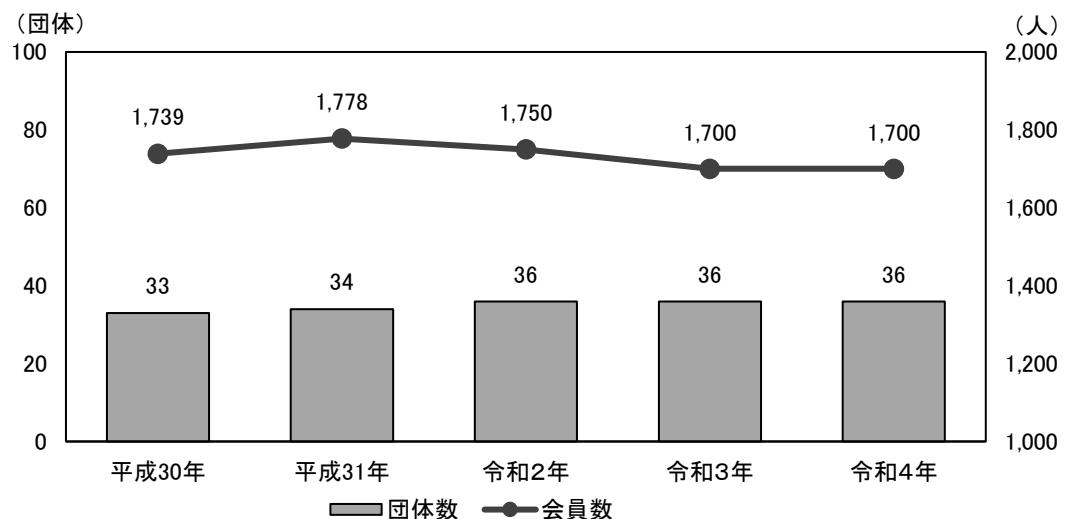
資料：水戸家庭裁判所（各年10月1日現在）

(8) 市民活動の状況

ボランティア活動団体数は微増傾向にありますが、一方会員数は減少傾向にあり、直近で最も多い平成31年と比較して、令和4年では78人減少の1,700人となっています。

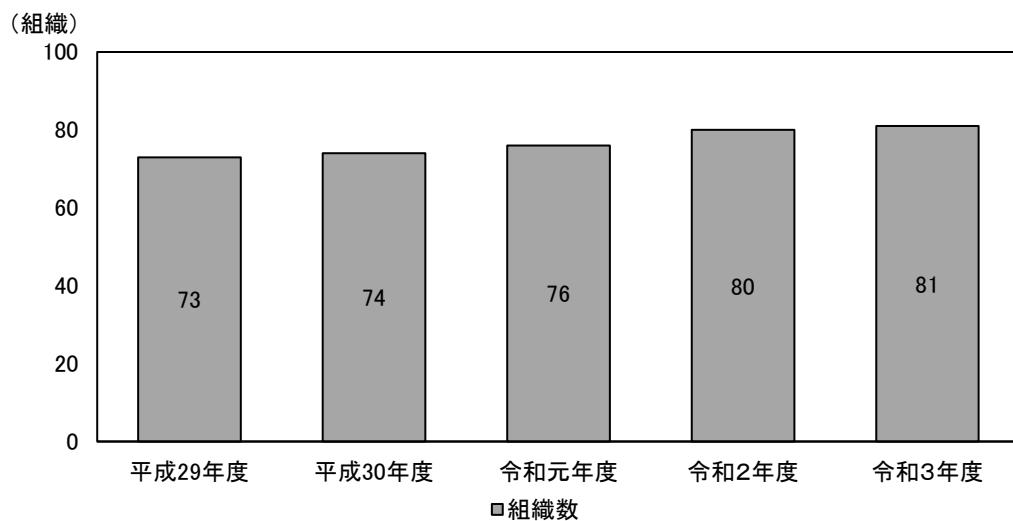
自主防災組織数は、ゆるやかな増加傾向にあります。

■ボランティア活動団体・会員数の推移



資料：社会福祉協議会事業報告（各年3月31日現在）

■自主防災組織数の推移



資料：消防交通課

2 第2期計画の評価

基本目標1 安心して利用できる福祉サービスのあるまちづくり

●現行計画評価より

福祉サービスを計画的・効果的に提供するため、市の各種福祉計画を計画通り策定しました。また、社会福祉協議会においては、事業計画に沿って地域福祉に関する取り組みが進められています。

福祉に関する情報提供については、リーフレット「ご利用ください福祉の制度」の各戸配布、子育てハンドブックの配付、市ホームページの活用など、計画に沿って実施してきました。また、新規の取り組みとして実施したママサポしもつまメールの配信については、より機能の充実したアプリ事業に変更し、令和元年からママサポしもつまアプリ事業となりました。

相談業務の実施については、各課における相談窓口の設置、相談の受付、相談員の資質向上に関する取り組みを継続して実施してきた一方、初期相談窓口の連携・強化については関係各課のフロアが離れていることもあり、相談の初期連携への課題を感じることもありました。令和5年度には新庁舎が開庁し、福祉部局がワンフロアにまとまるところから、関係する各課の連携強化の契機となります。また、障害者相談支援事業について、基幹相談支援センターを設置して相談業務に取り組みましたが、市内の相談支援事業所と連携した相談体制の整備に課題がみられました。

福祉サービスの利用の促進に向けた取り組みとして、権利擁護制度利用に向けた支援や各種手当の支給について、継続して進めることができました。

経済的支援として、関係各課、社会福祉協議会による各種手当の支給や貸付を継続して実施しました。市の独自事業としてひとり親家庭などの義務教育課程の児童に対する学資金の支給を行っていましたが、国・県の支援制度が充実してきたことから、令和3年度より、学資金制度に代わり「出産育児応援給付金」事業を開始しました。

福祉サービスの質の向上に向け、福祉サービス苦情・意見の窓口等の広報、社会福祉法人監査指導を計画に沿って実施しました。

●ヒアリング調査結果より

相談窓口に関しては、総合相談窓口はないため福祉関連課等で個別に実施していますが、複合的な課題を抱えている場合は、各ケースに応じて連携して対応している状況です。

また、福祉に関する情報発信について、毎年度作成している「ご利用ください福祉の制度」、隔年で作成している「子育てハンドブック」の内容が分かりづらいという指摘もありました。福祉サービスに関する情報は多岐にわたるため、より分かりやすい情報発信が求められています。なお、「子育てハンドブック」は令和4年に内容の見直しを行っています。

●アンケート調査結果より

主に福祉サービスの面からみて下妻市は、住みよいかという問に対し、「住みよい」「どちらかといえば、住みよい」の合計が72.9%で、「どちらかといえば、住みにくい」「住みにくい」の合計21.7%を上回っています。「住みよい」「どちらかといえば、住みよい」の合計は年齢が上昇するにつれ高くなる傾向があります。

各相談窓口の満足度をうかがう設問においては、どの窓口においても、利用したことがないという回答が約6割となっていましたが、「かなり満足」「ほぼ満足」の合計が「やや不満」「かなり不満」の合計を上回っています。

主な課題のまとめ

福祉サービスの提供に向けて、計画的に福祉の充実に取り組んできました。概ねサービスの視点から住みやすいという評価を受けている一方で、適切に福祉サービスを利用できるよう、分かりやすい情報発信が求められている状況です。

また、福祉による支援の多様化に対し、市においても福祉関係部局が連携して取り組んでいます。今後は連携体制の充実を進めるとともに、様々な福祉課題に対応するため、市民や地域の力で地域福祉を推進していくことがますます重要になります。

基本目標2 いつまでも安心してともに暮らせる福祉のまちづくり

●現行計画評価より

安心・安全のまちづくりに向けて、消費者対策の推進、不審者対策などに継続して取り組みました。また、避難行動要支援者対策に向けて、避難行動要支援者名簿の作成を進めてきました。

個別避難計画の作成に関しても作成に向けた検討を進め、順次作成に着手しています。また、令和3年2月に福祉避難所運営マニュアルを作成しましたが、令和3年5月のガイドライン改定を反映できていないことが課題となっています。

虐待防止・DV防止等の啓発・広報については福祉関係課において相談対応、啓発事業に継続して取り組んできたほか、人権擁護に関する教育も実施しています。

見守りのネットワークづくりに関しては、日常の中でさりげない見守りが行われるよう、高齢者等見守りネットワーク事業などに継続して取り組みました。

●ヒアリング調査結果より

避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成など、個人情報保護に留意しながら避難行動要支援者の支援に向けた取り組みを進めています。

地域福祉のネットワークづくりに関して、高齢者に関わる総合的な相談を受け付ける機関として地域包括支援センターの活用がもっと広がればよいのではないかというご意見をいただきました。特に、民生委員・児童委員など、住民の困りごとを最初に拾い上げる立場の方に地域包括支援センターの役割と特徴を周知していくことが重要と考えられます。

●アンケート調査結果より

災害時の避難所について、「災害時に避難する避難所を決めている（1カ所）」「災害の状況に応じて避難する避難所を2カ所以上決めている」という方が33.8%となっている一方、「避難所がどこに開設されるか知らない」方も23.1%となっています。また、マイ・タイムライン¹の作成や備蓄についても実施している割合は5割以下という状況です。

近所に見守り等の支援が必要な人や、気にかかる人がいるか、という問に対し、周囲にそういった方がいるか「わからない」と回答した割合が34.0%と最も高くなっています。気にかかる人として多いのは「高齢者のみの世帯（単身含む）」で24.6%となっています。

ご近所で、病気や介護、子育てなどで支援が必要なご家庭があった場合、協力できることについては、「安否の声かけ」が72.0%と高く、協力できることが「特になし」割合は9.9%となっており、多くの住民が何かしらの支援が可能と考えています。

主な課題のまとめ

自然災害の脅威が高まる中、市においては災害時への対策強化に取り組んできました。一方、市民におけるマイ・タイムラインの作成や備蓄の実施割合は5割以下という状況であるため、引き続き災害対策の充実や情報提供に取り組むことが重要です。

さらに、見守りなどの地域福祉のネットワークづくりに向けた事業を進めています。地域において安否の声かけや災害時等の緊急時の援助等が可能と考えている市民の割合は高くなっているため、安心して暮らし続けられる地域を作るために、市民の協力を得ながら福祉のまちづくりを進めていくことが重要です。

¹ マイ・タイムライン：マイ・タイムラインとは住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え方を守る避難行動のための一助とするものです。

基本目標3 一人ひとりが地域福祉の担い手になるまちづくり

●現行計画評価より

福祉教育・福祉意識の啓発に関しては、教育機関における福祉教育や世代間交流事業を継続して実施しています。

生きがいの支援と社会参加の促進について、高齢者や障害者の社会参加の促進となる事業について計画的に実施しました。新型コロナウイルスの影響で交流事業が計画通りに実施できない年もありましたが、情勢を見て可能な範囲で継続的に取り組んでいます。

ボランティア活動の振興に関しては、社会福祉協議会が主体となってボランティア団体の支援、ボランティアの育成や活動の継続に向けた支援を実施してきました。

住民活動・ふれあいの場づくりに関しては、在宅福祉サービス、コミュニティ活動の支援の場などに継続して取り組むことができました。ふれあいきいきサロン事業については新型コロナウイルスの影響で連絡会等が実施できないことが課題となっています。また、一人暮らし高齢者等ふれあい交流会事業は新型コロナウイルスの影響により事業を実施することができず、令和4年度から事業を廃止しました。今後は、新たな交流の場の創設を検討する必要があります。

地域福祉の担い手づくりに関しては、社会福祉協議会及び社会福祉法人、民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどとの連携・事業支援に取り組んでいます。地域福祉を推進するために、地域で福祉活動の中心となる人材の育成やボランティアの育成の活動を行いました。また、地域福祉推進機関の相互連携を推進するために民生委員児童委員協議会役員と自治区長役員による情報交換会を実施しました。自治区長の任期など地区ごとに状況が異なるなかで連携の強化が重要です。

●ヒアリング調査結果より

民生委員・児童委員のなり手不足など、福祉の担い手の減少が課題として挙げられました。自治区については区長の任期が決まっているため、短期間で関係性を積み上げていく難しさについても言及されました。また、自治区加入者の減少に対しても、入会は任意であるため、入会の案内は行っているものの、入会者を増やすことが難しい現状です。

民生委員・児童委員は一人ひとりが各機関とつながりを持って連携しているため、活動期間が短い民生委員・児童委員は各機関との連携や相談に対するハードルが高い可能性も指摘されました。

新型コロナウイルスの影響により住民の交流事業が実施できることもありましたが、それに加えて自治区加入世帯や福祉関係機関・団体等の連携の場も減少し、地域住民や支援者同士の関係性作りに課題もみられています。

●アンケート調査結果より

「福祉」に関する関心の度合いをうかがう問では、「非常に関心がある」「関心がある」の合計は 72.4%と、「あまり関心がない」「まったく関心がない」の合計の 24.5%を上回っています。福祉に関する団体の認知度については、社会福祉協議会、民生委員児童委員に関しては「名前も活動内容も知っている」が 3 割以上となっていたものの、地域包括支援センターは「名前も活動内容も知っている」が 21.2%にとどまり、「名前も内容も知らない」という回答が 36.0%と高くなっていました。

地域の行事や活動への参加状況については、「ほとんど参加する」「比較的参加している」の合計が 32.7%と低く、「あまり参加していない」「ほとんど参加したことがない」の合計 65.7%を下回っています。また、ボランティア活動への参加状況は「現在、活動している」が 8.8%にとどまり、「以前に参加したことはあるが、現在はしていない」が 30.6%、「参加したことではない」が 57.1%となっています。

主な課題のまとめ

地域の行事や活動へ参加している市民の割合は低くなっています。ボランティアや地域活動など、地域福祉の担い手づくりを進めるため、活動への参加意向はあるものの参加できていない層を参加につなげるための施策に引き続き取り組むことが必要です。

急速な高齢化の進行や、支援ニーズの多様化に伴い、福祉サービスや地域の活動を担う人材の不足は全国的な課題となっています。自治区長等への負担の偏りや、民生委員・児童委員をはじめとした、地域での福祉の担い手不足は大きな課題となっています。

地域福祉の担い手を確保できる体制の整備に力を入れていくほか、福祉に興味を持ち、担い手として活躍する人材の育成に努めます。

第3章 計画の理念・基本的な考え方

1 計画の理念

下妻市における地域福祉を取り巻く現状データや市民アンケート結果から、地域福祉課題に対応するため、計画の理念を次の通り定めます。

ともに支え合い、 つながりあうまち 下妻

第6次下妻市総合計画 前期基本計画では、「誰もが健やかに暮らせる安心なまち」を目指しています。

下妻市地域福祉計画では、全ての市民が、住み慣れた地域で健やかに生活することができるよう、自助、共助、公助の理念に基づき、地域共生社会の実現に取り組みます。

2 基本目標

計画の理念を実現するため、市の現状・課題をふまえ、次の3つの基本目標を設定して事業を推進します。

I ともに支えあう地域づくり

～住民主体の地域福祉の支援～

福祉に関わる人材などの資源が限られる中、地域における住民同士の支えあいの活動はますます重要になります。市民アンケート結果において、近所の見守りの支援に協力できると回答した割合が高くなっていたため、福祉に関する関心を高め、実際に行動に移すための周知啓発や住民における活動の充実、自治区等のコミュニティ活動の支援に取り組むことが重要です。

また、ボランティア活動の支援などを通し、福祉に関する担い手づくりにも引き続き取り組みます。

II つながりあう地域づくり

～福祉サービスを中心とした支援体制の充実～

福祉サービスを適切に提供するとともに、福祉に関する情報提供に関して、必要な方に分かりやすく届くような工夫が求められています。

また、自治区の入会者数の減少等をはじめ、既存の地域におけるつながりを持たない住民も増えていることがうかがえます。既存の組織に限らない、見守りなどの緩やかなつながりづくりに取り組み、地域での支えあいを推進します。

さらに、府内外の関係機関の連携による支援ネットワークの充実に向けて取り組み、分野を超えた制度の狭間の問題への対応を強化します。

III 安心して暮らせる地域づくり

～誰もが安心・安全に地域で暮らし続けるための支援～

1世帯当たりの人員の減少、高齢化や人口減少が見込まれるなか、地域において安心して暮らし続けるための支援が重要です。様々な相談事業を適切に活用できるような体制整備、成年後見制度利用促進基本計画に該当する権利擁護の支援に取り組みます。

また、災害などの脅威が高まる中で、地域における防災活動の重要性が高まっていることから、防災、防犯に取り組み安心・安全な地域づくりを進めます。

3 施策の体系

基本目標	施策の方向性	施策
I ともに支えあう地域づくり ～住民主体の地域福祉の支援～	(1) ふれあいの意識と きっかけづくり	1. 福祉教育・福祉意識の啓発 2. 生きがいの支援と社会参加の促進 3. 住民活動・ふれあいの場づくり
	(2) 担い手づくり	1. ボランティア活動の推進 2. 市民主体の助け合い・支え合い促進
II つながりあう 地域づくり ～福祉サービスを中心とした支援体制の充実～	(1) 福祉サービスの提供	1. 分かりやすい福祉情報の提供 2. 福祉サービスの充実と質の向上
	(2) 分野横断的な 支援体制の整備	1. 多機関協働による横断的支援 2. 制度の狭間の問題への支援
	(3) 地域における ネットワークの整備	1. 地域におけるネットワークづくり 2. 庁内外における連携の体制づくり
III 安心して暮ら せる地域づくり ～誰もが安心・安全に 地域で暮らし続ける ための支援～	(1) 安全・安心の地域 づくり	1. 相談業務の充実 2. 安心・安全な地域づくり 3. 共生のまちづくり
	(2) 権利擁護の推進	1. 権利擁護の利用支援 (成年後見制度利用促進基本計画) 2. 虐待の防止・人権の擁護

【体系の変更について】

第2期から第3期への施策の大まかな編成は以下の通りです。

これまで市の福祉サービスを中心とした計画となっていましたが、行政と市民の協働による地域福祉の実現がますます重要になっている状況を踏まえ、基本目標Iに市民が主体となる施策を組み込みました。

また、今回新たに包含する成年後見制度利用促進基本計画を基本目標IIIに組み込みました。

【第2期】

基本目標	施策の方向性
1 安心して利用できる福祉サービスのあるまちづくり	1 福祉サービスの計画的推進
	2 わかりやすい福祉情報の提供
	3 親身な相談業務の実施
	4 福祉サービスの利用促進
	5 経済的支援
	6 福祉サービスの質の向上
2 いつまでも安心して共に暮らせる福祉のまちづくり	1 バリアフリーからユニバーサルデザインへ安心・安全のまちづくり
	2 避難行動要支援者対策
	3 虐待の防止・人権の擁護
	4 見守りのネットワークづくり
3 一人ひとりが地域福祉の担い手になるまちづくり	1 福祉教育・福祉意識の啓発
	2 生きがいの支援と社会参加の促進
	3 ボランティア活動の振興
	4 住民活動・ふれあいの場づくり
	5 地域福祉の担い手づくり

【第3期】

基本目標	施策の方向性
I ともに支えあう地域づくり	(1) ふれあいの意識ときっかけづくり
	(2) 担い手づくり
II つながりあう地域づくり	(1) 福祉サービスの提供
	(2) 分野横断的な支援体制の整備
	(3) 地域におけるネットワークの整備
III 安心して暮らせる地域づくり	(1) 安全・安心の地域づくり
	(2) 権利擁護の推進

4 圏域の考え方

地域住民等が主体的に福祉課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進め
るための圏域として、下記の中学校単位の地区を設定します。

地区名	特徴
1. 下妻西部 (下妻中学校区)	下妻市役所などの主要な公共機関や関東鉄道下妻駅が位置し、 市の中心市街地を含む地域です。周辺には田畠が広がり、農村 集落が点在しています。人口は 19,942 人（うち高齢者人口 5,578 人）で、高齢化率は 27.97% となります。
2. 下妻東部 (東部中学校区)	小貝川流域に広がる田園地帯で、農村集落が点在しています。 水稻と梨の圃場が面積の大半を占めていますが、大型ショッピ ングセンターが出店している地域です。人口は 13,083 人（う ち高齢者人口 3,898 人）で、高齢化率は 29.79% となります。
3. 下妻南部 (千代川中学校区)	関東鉄道宗道駅周辺は小規模な商店街や住宅地が広がってい ますが、周辺は田園地帯で、農業が産業の中心となっています。 人口は 8,642 人（うち高齢者人口 2,513 人）で、高齢化率は 29.07% となります。

※茨城県常住人口（令和 2 年 4 月 1 日現在、市外登録高齢者を除く。）



市内全域では人口 41,667 人、うち高齢者人口 11,989 人で、高齢化率は 28.77% です。

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ ともに支えあう地域づくり

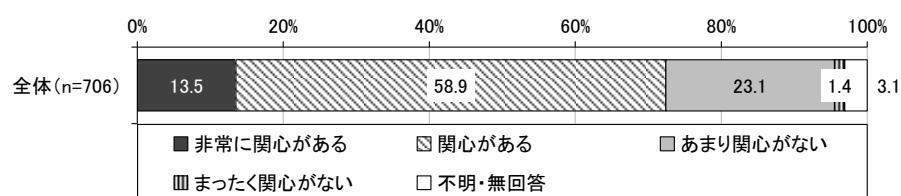
～住民主体の地域福祉の支援～

(1) ふれあいの意識ときっかけづくり

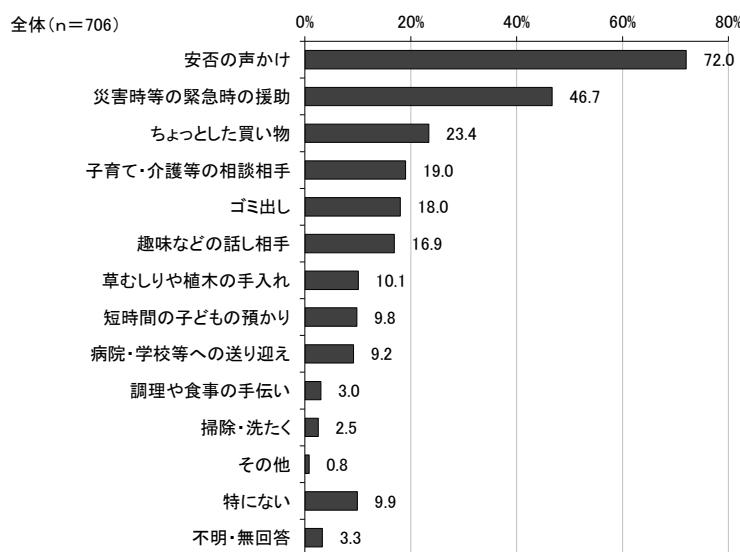
【現状と課題】

「福祉」に関する関心の度合いについて、「非常に関心がある」「関心がある」の合計は72.4%と、「あまり関心がない」「まったく関心がない」の合計の24.5%を上回っています。また、ご近所で、病気や介護、子育てなどで支援が必要な家庭があった場合、「安否の声かけ」、「災害時等の緊急時の援助」に協力できる割合が高く、さらに協力できることが「特にない」割合は9.9%となっており、多くの住民が何かしらの支援が可能と考えています。

■「福祉」に対する関心



■近所の支援が必要な家庭に対してできること



【取り組みの方向性】

寄付や福祉教育、情報提供を通して市民の福祉に関する意識の醸成に向けて取り組むとともに、生きがいづくりや交流、就労の場等の整備を進め、社会参加機会を充実します。

さらに、地域における実際の活動の場づくりなどに取り組むことで、地域への参加機会をつくります。

【具体的な取り組み】

1. 福祉教育・福祉意識の啓発

No	事業名	事業内容	担当
1	福祉教育支援事業	総合学習の時間を活用して福祉体験講座などを実施し、福祉教育の支援を行います。	社会福祉協議会
2	世代間交流事業	市内認可保育園で子育て経験者である地域の高齢者と園児・子育て家庭との交流事業を実施します。	子育て支援課
3	市広報などによる福祉意識の啓発	市広報紙等への福祉情報の掲載により、福祉についての理解の促進、福祉意識の啓発を推進します。	福祉課 介護保険課 子育て支援課 社会福祉協議会
4	日本赤十字社事務事業	市民や企業より日赤活動資金のご協力をいただき、災害に遭われた方への寝具や日用品の配布等の支援を実施します。また、日赤に関する広報・周知活動を強化します。	福祉課
5	共同募金運動	地域住民・企業・団体・学校等へ、共同募金への参加・協力を呼びかけます。	共同募金委員会
6	男女共同参画社会の推進	性別役割分担意識を解消し、誰もが活躍できる男女共同参画のまちづくりを推進します。	市民協働課

2. 生きがいの支援と社会参加の促進

No	事業名	事業内容	担当
1	老人クラブの育成	健康維持や社会奉仕、レクリエーション活動などを行う老人クラブへ助成を行います。	介護保険課
2	シルバー人材センター事業の支援	働く意欲のある高齢者に就労の場を提供し、社会参加と生きがい活動を支援します。	介護保険課
3	障害のある人の就労の支援	就労移行支援及び就労継続支援などの雇用・就労を支援するサービスを提供します。	福祉課
4	障害のある人の社会参加の促進事業	茨城県身体障害者スポーツ大会、ゆうあいスポーツ大会など各種大会への参加や市文化祭への出展など、社会参加を促進します。	福祉課
5	生涯学習・スポーツ振興事業	市民のライフステージにあった、多種多様な学習ニーズへの対応及び健康づくり、体力づくりのためのスポーツ振興を図ります。	生涯学習課

3. 住民活動・ふれあいの場づくり

No	事業名	事業内容	担当
1	住民同士による支え合い活動	住み慣れた地域・自宅で生活し続けられるよう、在宅福祉サービスセンター事業やファミリー・サポート・センター事業などの住民同士で支え合う相互援助事業を行います。	子育て支援課 介護保険課 社会福祉協議会
2	ふれあいいきいきサロン事業の推進	地域にある高齢者サロンや子育て中の親子を対象としたサロンの開催を支援します。	社会福祉協議会
3	コミュニティ活動の支援	一般財団法人自治総合センターによる「宝くじの社会貢献広報事業」の活用で、地域のコミュニティ活動の拠点や備品を整備するなどにより、自治区活動を支援します。	市民協働課
4	地域支え合い活動団体支援事業	地域において介護予防活動又は生活支援サービスを実施する団体を育成、及び支援するため、地域支え合い活動団体に対し補助金を交付します。	介護保険課
5	地域福祉助成事業	赤い羽根共同募金を活用し、住みよいまちづくりに取り組む自治区、ボランティアなどを支援します。	社会福祉協議会
6	シルバーリハビリ体操の推進	シルバーリハビリ体操教室を開催し、健康増進及び身体機能の維持・改善を図るとともに、高齢者が交流できる通いの場を提供します。	介護保険課

市民や地域の皆さんにお願いしたいこと

- 日ごろから近所の人への声かけ、あいさつを行いましょう。
- 地域の行事などに参加することから地域づくりに参加してみましょう。

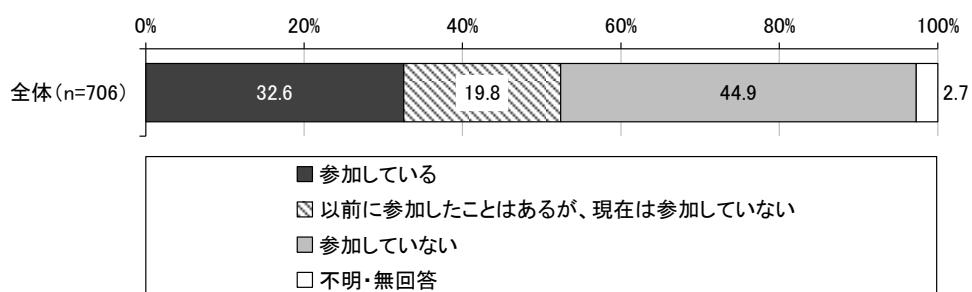
(2) 担い手づくり

【現状と課題】

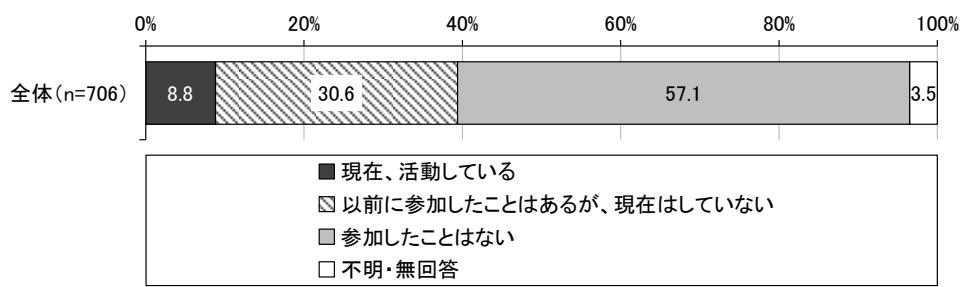
地域や社会での活動への参加状況は、「参加していない」「以前に参加したことはあるが、現在は参加していない」の合計が 64.7% と多く、「参加している」は 32.6% にとどまっています。

また、ボランティア活動の参加状況は、「参加したことない」が 57.1% と最も多く、「現在、活動している」は 8.8% となっています。一方、今後のボランティア活動の参加意向についてみると、「機会があれば参加したい」が 50.6% と最も多くなっていることから、福祉の担い手を増やすためには、活動への参加のきっかけを作ることが重要であることがうかがえます。

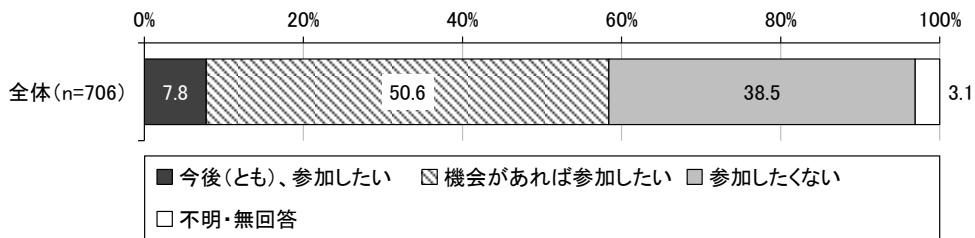
■地域や社会での活動への参加状況



■ボランティア活動への参加状況



■今後のボランティア活動の参加意向



【取り組みの方向性】

ボランティア活動を行う住民を支援してボランティア活動を振興するとともに、市民全体での支え合いを促進することで、多くの市民が活動できる地域づくりに取り組みます。

【具体的な取り組み】

1. ボランティア活動の推進

No	事業名	事業内容	担当
1	ボランティア事業	ボランティア活動に関する相談、登録、紹介などとともに、啓発・交流事業を行います。また、運営費を補助します。	福祉課 社会福祉協議会
2	ボランティアの育成・活動支援	ボランティアの育成を目的とした講座を開催し、またサークル活動や個人活動を支援します。	社会福祉協議会
3	地域福祉事業のボランティア活動支援	ふれあいお届便（絵手紙・カレンダー配布）、ふれあい訪問、刃物研ぎ訪問事業などのボランティア活動を支援します。	社会福祉協議会

2. 市民主体の助け合い・支え合い促進

No	事業名	事業内容	担当
1	災害ボランティアの養成	災害時に活動する災害ボランティアについて、講座などを開催し養成します。	福祉課 社会福祉協議会
2	生活支援体制整備事業	市内3圏域毎に第2層協議体を設置し毎月1回、生活支援コーディネーターの支援の下、市民同士が地域の困りごとなどを話し合える場を設けます。 第1層協議体は市内全域を対象とし、第2層協議体で話し合われたことを基に、地域資源の開発をはじめ高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを目指します。	介護保険課

市民や地域の皆さんにお願いしたいこと

- 地域でできる地域活動について調べてみましょう。
- 福祉やボランティア活動に限らず、興味のある活動に参加してみましょう。

基本目標Ⅱ つながりあう地域づくり

～福祉サービスを中心とした支援体制の充実～

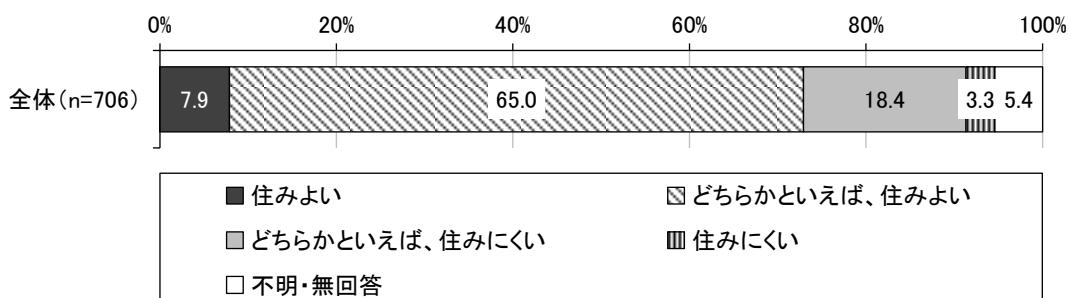
(1) 福祉サービスの提供

【現状と課題】

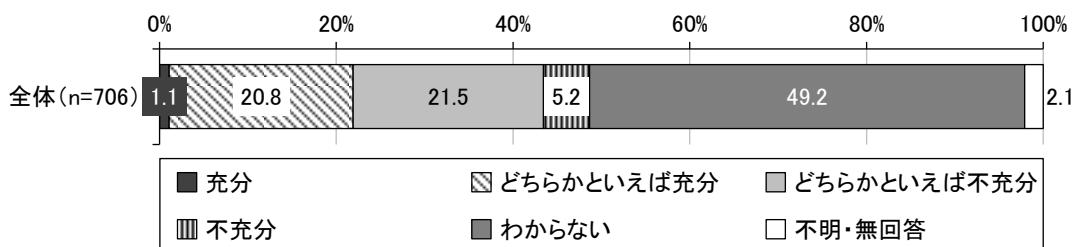
下妻市は福祉サービスの面からみて住みよいかという問に対し、「住みよい」「どちらかといえば、住みよい」の合計が72.9%で、「どちらかといえば、住みにくい」「住みにくい」の合計21.7%を上回っています。「住みよい」「どちらかといえば、住みよい」の合計は年齢が高くなるにつれ高くなる傾向があります。

市の福祉に関する情報提供の満足度についてみると、「わからない」が49.2%と最も多くなっていますが、「どちらかといえば不充分」「不充分」の合計が26.7%で、「充分」「どちらかといえば充分」の合計21.9%を上回っています。

■福祉サービスの面からみた下妻市の住みやすさ



■下妻市の福祉に関する情報提供について



【取り組みの方向性】

福祉情報を市民に分かりやすく提供するため、広報をはじめとした様々な媒体での情報発信に取り組みます。

また、福祉サービスの充実のため、各分野において計画的に福祉施策を推進するとともに、福祉サービスに対するご意見を受け止め、改善する体制を整備します。

【具体的な取り組み】

1. 分かりやすい福祉情報の提供

No	事業名	事業内容	担当
1	リーフレット「ご利用ください福祉の制度」の配布	各種福祉制度を広く市民などに周知するため、毎年、福祉の各種制度を掲載したリーフレット「ご利用ください福祉の制度」を配布し、福祉サービスの利用促進を図ります。	福祉課 介護保険課 子育て支援課 社会福祉協議会
2	市広報紙「福祉情報」の掲載	広報紙やお知らせ版などの作成にあたり、地域福祉推進に関する情報、地域の取り組み状況、市民の声を掲載するなど、分かりやすい情報提供に努めます。	秘書課
3	社協広報紙（ふくしものがたり）等の発行	社会福祉協議会の情報発信のため、広報紙「ふくしものがたり」の発行とホームページの運営を行います。	社会福祉協議会
4	声の広報サービス	目の不自由な方に対し、市報や社協広報紙をボランティアがCDに録音し送付します。	社会福祉協議会
5	子育てハンドブックの作成	子育てに関する情報をまとめた「子育てハンドブック」を作成し窓口で配布するほか、市ホームページに電子書籍を掲載します。	子育て支援課
6	ママサポしもつまアプリの配信	妊娠の方や乳幼児の保護者が安心して出産や子育てができるよう、妊娠期や子育てに関する情報をアプリで配信します。	保健センター

2. 福祉サービスの充実と質の向上

No	事業名	事業内容	担当
1	下妻市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進	高齢者保健福祉・介護保険事業計画を策定し、「地域包括ケアシステム」のさらなる推進と高齢者福祉施策の推進に努めます。	介護保険課
2	下妻市きらきら子ども・子育て応援プランの推進	子ども・子育て支援法に基づく、「子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成対策推進法に基づく「次世代育成支援対策行動計画」の両計画を一体的に策定し、柔軟で総合的な子ども・子育て支援の充実に努めます。また、この計画には「母子保健計画」を含めた施策を定めています。	子育て支援課
3	下妻市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の推進	障害者基本法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律、児童福祉法に基づき、障害者施策を円滑に推進するために各種計画を策定します。	福祉課

No	事業名	事業内容	担当
4	社会福祉協議会事業計画	多様な人々が支え合う地域づくりの実現に向け、社会情勢に合わせた事業計画を策定し、地域福祉事業を推進します。	社会福祉協議会
5	福祉サービス苦情・意見の窓口等の広報	福祉サービスの利用者からの苦情、意見等に関する相談窓口を設置し、苦情の解決等を図ります。	福祉課 介護保険課 子育て支援課
6	社会福祉法人監査指導	主たる事務所が市内にある社会福祉法人で、業務が市の区域を超えないものについて、法人設立認可、法人運営に係る各種認定・承認・届出受理などや指導監査を市が行います。所轄法人に対し3年に1回指導監査を実施します。	福祉課 介護保険課 子育て支援課
7	出産育児応援給付金	次代を担う子どもの誕生を祝福するとともに子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。(対象新生児1人につき5万円を給付)	子育て支援課
8	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、多職種相互の協働等により連携するとともに、個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。	介護保険課

市民や地域の皆さんにお願いしたいこと

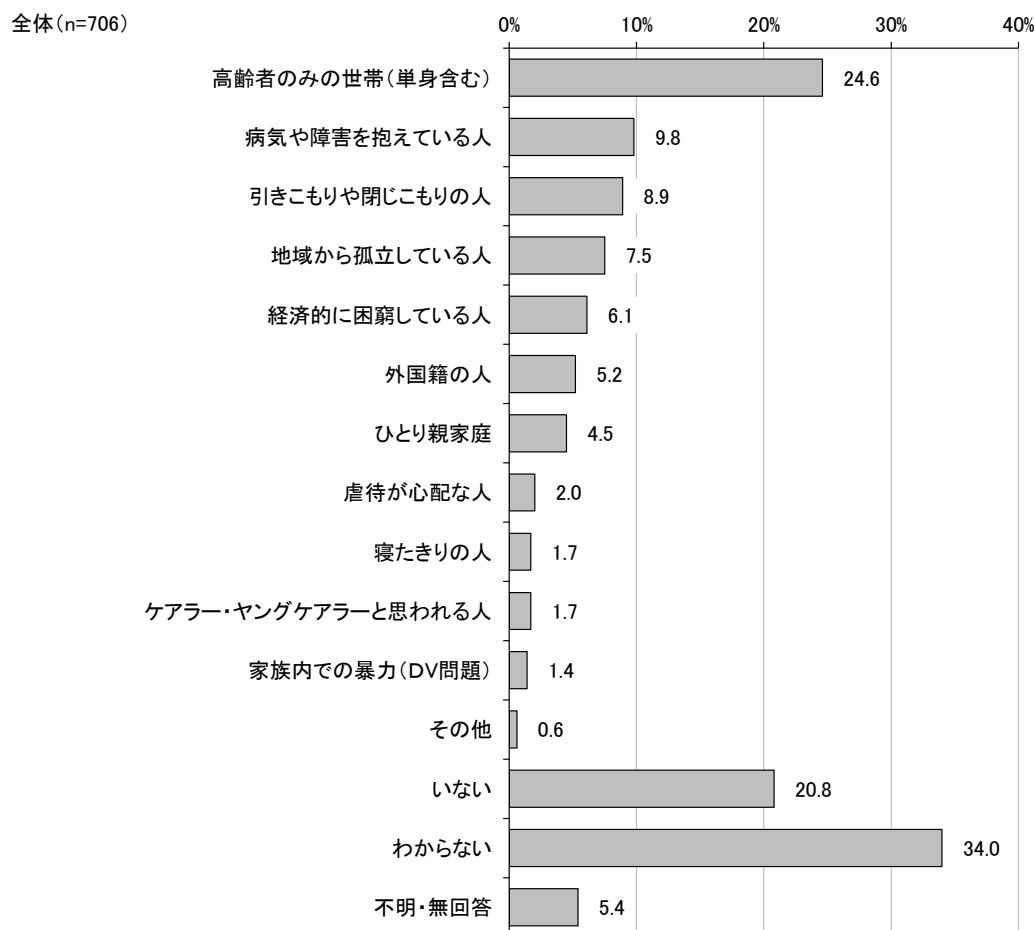
- 福祉サービスが必要ない人も、福祉に関する情報の入手先を知っておきましょう。
- 日ごろから市の広報紙を読んでみましょう。
- 有効な情報は、情報を必要とする身近な人にも伝えてみましょう。

(2) 分野横断的な支援体制の整備

【現状と課題】

近所に見守り等の支援が必要な人や、気にかかる人がいるか、という問に対し、周囲にそういった方がいるか「わからない」と回答した割合が34.0%と最も高く、気にかかる人として多いのは「高齢者のみの世帯（単身含む）」で24.6%となっています。また、既存の福祉制度の狭間の問題といわれる引きこもりや閉じこもり、孤立などが気にかかると答えた人もおり、様々な困難を抱えた市民に対する支援も必要とされています。

■近所に見守り等の支援が必要な人や、気にかかる人がいるか



【取り組みの方向性】

従来の制度ごとに分かれた縦割りの福祉だけではなく、それぞれの分野が関わり合って市全体で地域共生社会を目指す体制づくりに取り組みます。

また、従来の福祉の枠組みで支援できない制度の狭間の問題を抱える方に対する支援体制づくりにも取り組みます。

【具体的な取り組み】

1. 多機関協働による横断的支援（新規）

No	事業名	事業内容	担当
1	重層的支援体制整備事業（新規）	既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する重層的支援体制整備事業の必要性について研究し、体制整備について検討します。	福祉課 子育て支援課 介護保険課
2	下妻市自殺対策計画の推進	令和2年3月に策定した下妻市自殺対策計画に基づき「高齢者」、「生活困窮者」、「労働者・経営者」、「子ども・若者」への支援を推進します。	福祉課

2. 制度の狭間の問題への支援

No	事業名	事業内容	担当
1	在宅介護サービス低所得利用者負担軽減事業	訪問・通所介護などの在宅介護サービスを利用する低所得者（非課税世帯）に対し、経済的負担の軽減を図ります。	介護保険課
2	保育料の軽減事業	国が定める保育料負担額の一部を市が財政負担することにより、利用者の負担軽減を図ります。	子育て支援課
3	各種手当の支給	障害の程度等に応じて、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当、重度心身障害児童福祉手当、難病患者福祉手当を支給します。 中学校卒業までの児童を養育している方に児童手当、ひとり親家庭等で児童を養育している方に児童扶養手当を支給します。 在宅のねたきり高齢者などに対して、ねたきり老人等福祉手当、ねたきり老人等介護慰労金を支給します。	福祉課 子育て支援課 介護保険課
4	貸付事業	低所得者世帯、高齢者世帯、障害者世帯などに対し必要に応じた資金の貸付を行います。	社会福祉協議会
5	生活困窮者対策事業	生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対しては、生活困窮者自立支援事業による支援を行います。	福祉課 社会福祉協議会
6	小中学校就学援助事業	経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品・通学用品費などの一部を援助します。	学校教育課

No	事業名	事業内容	担当
7	高等職業訓練促進 給付金支給事業	ひとり親家庭の母または父が自立した生活をするために有効な資格取得のため、養成機関で修業する場合に給付金を支給します。	子育て支援課
8	重層的支援体制整備事業（新規・再掲）	既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する重層的支援体制整備事業の必要性について研究し、体制整備について検討します。	福祉課 子育て支援課 介護保険課

市民や地域の皆さんにお願いしたいこと

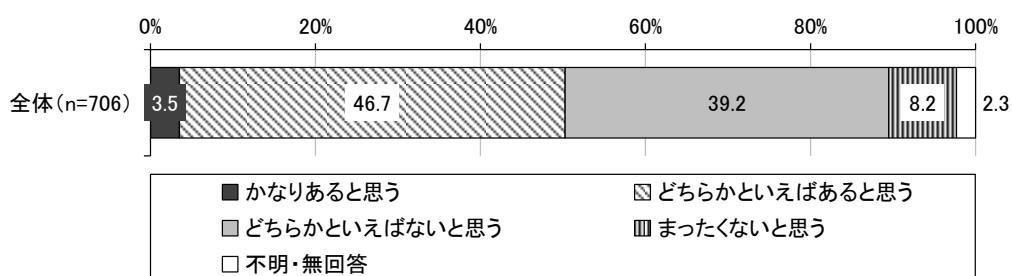
- 日ごろから地域の様子に気を配りましょう。
- 普段の生活の中で気づいたことについて、必要な場合は専門機関と情報共有するなど適切な対応に努めましょう。

(3) 地域におけるネットワークの整備

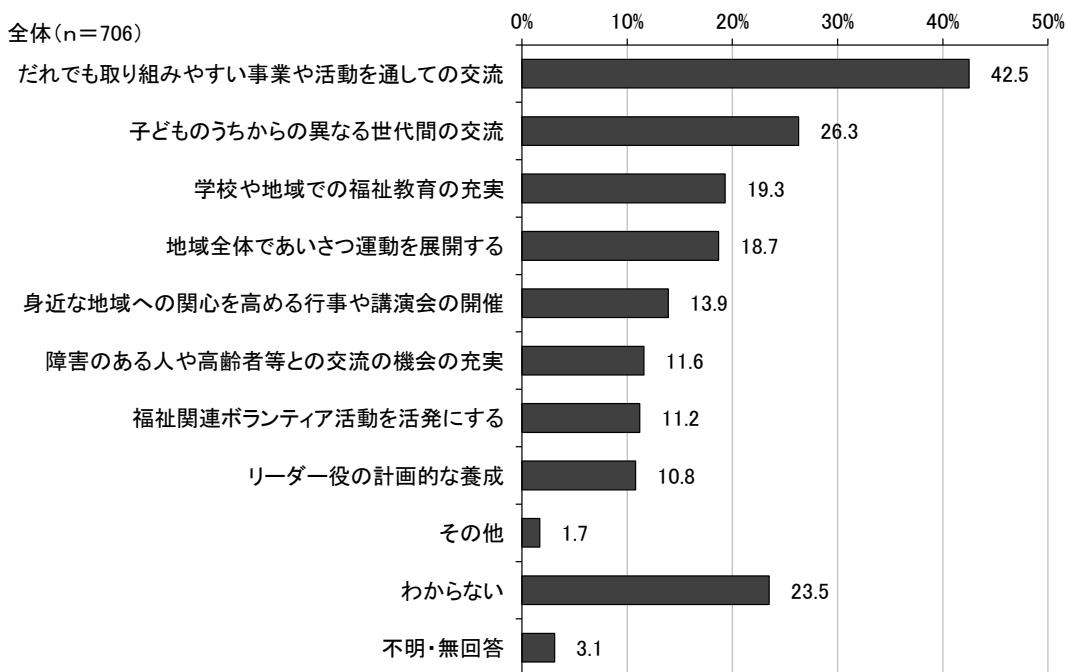
【現状と課題】

居住地域での住民同士のふれあいについてみると、「かなりあると思う」「どちらかといえばあると思う」の合計が50.2%、「どちらかといえられないと思う」「全くないと思う」の合計が47.4%と拮抗しています。また、地域のふれあい活動を活発化するために重要なことは、「だれでも取り組みやすい事業や活動を通しての交流」が42.5%、「子どものうちからの異なる世代間の交流」が26.3%と高くなっています。地域においてつながりを強めていくことが重要です。

■居住地域での住民同士のふれあい



■地域のふれあい活動を活発化するために重要なこと



【取り組みの方向性】

地域において身近な支え合いを充実させるため、様々な立場の方をつなぐネットワークづくりを行うとともに、府内外での連携体制を強化します。

【具体的な取り組み】

1. 地域におけるネットワークづくり

No	事業名	事業内容	担当
1	高齢者等見守りネットワーク事業	市内の民間事業者や各種団体等と連携協定を締結し、普段の仕事や活動の中でさりげない見守り、声掛けをしてもらい、異変等があった際の早期発見・連絡から、適切な支援に繋げます。	介護保険課 社会福祉協議会 子育て支援課 福祉課
2	認知症サポーター養成	市民の認知症への理解を深めることで、認知症になっても住みやすい地域づくりを目指し、認知症サポーターを養成します。	介護保険課
3	愛の定期便事業	ひとり暮らし高齢者を対象に乳製品を宅配し、安否確認、孤独感の解消を行います。	介護保険課
4	徘徊高齢者家族支援サービス事業	G P S を利用した位置探索機器を、徘徊高齢者の家族に貸与します。	介護保険課

2. 庁内外における連携の体制づくり

No	事業名	事業内容	担当
1	民生委員・児童委員との連携・事業支援	民生委員児童委員協議会の活動促進を目的として市補助金を交付しています。また、定例会へ担当職員の出席及び事項別研修会の講師派遣を行います。	福祉課 社会福祉協議会
2	地域福祉推進機関の相互連携	民生委員・児童委員、自治区長、サービス提供事業所などの方々に加え、子どもから高齢者までより多くの市民に地域福祉活動に携わっていただけるような取り組みを推進するとともに、ボランティア活動や NPO などの団体活動の促進を図っていきます。	市民協働課 福祉課 介護保険課 子育て支援課 社会福祉協議会
3	社会福祉協議会との連携・事業支援	各種福祉事業の社会福祉協議会への委託を含めた連携や人件費を負担するなど事業支援を行うと共に、適宜、連携を図ります。また、社会福祉協議会補助金を交付し、人件費を補填します。	福祉課 介護保険課 子育て支援課

市民や地域の皆さんにお願いしたいこと

- 住民や地域の団体、企業等も地域福祉のネットワークの一部であるという認識をもちましょう。

基本目標Ⅲ 安心して暮らせる地域づくり

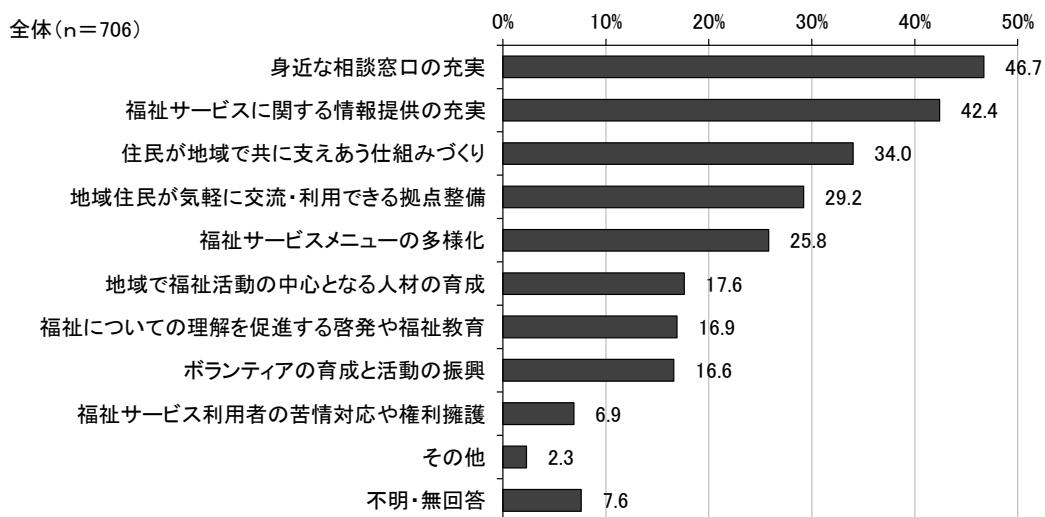
～誰もが安心・安全に地域で暮らし続けるための支援～

(1) 安全・安心の地域づくり

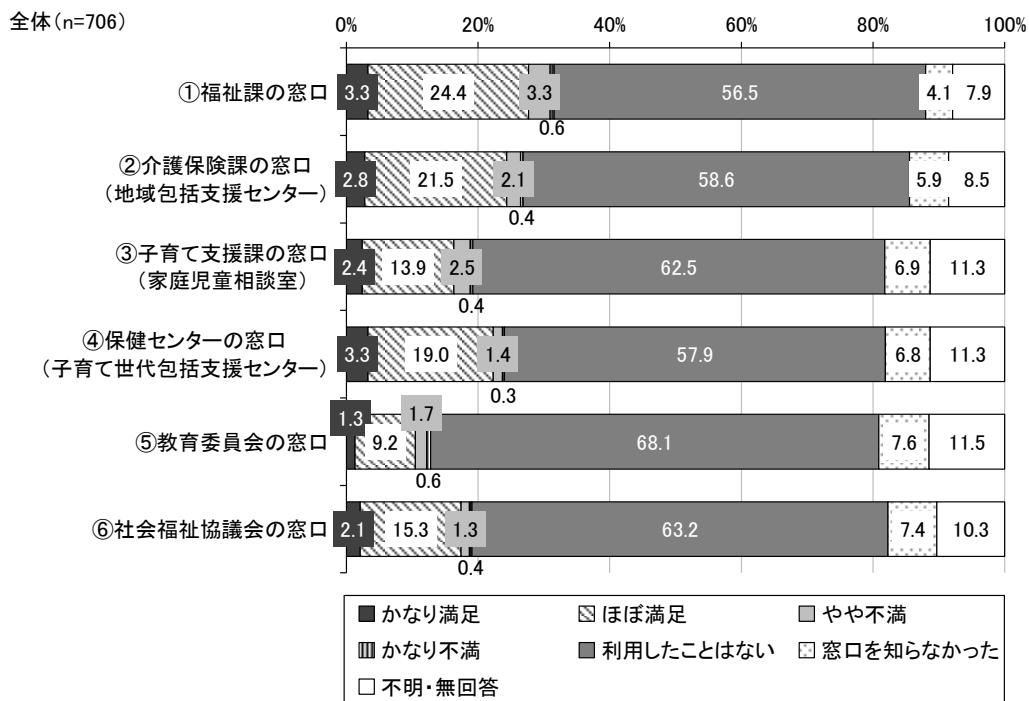
【現状と課題】

下妻市で地域福祉を推進するために力点を置くべきこととして、「身近な相談窓口の充実」が最も多くなっています。各相談窓口の満足度は、どの窓口においても利用したことがないという回答が約6割となっています。

■下妻市で地域福祉を推進するために力点を置くべきこと

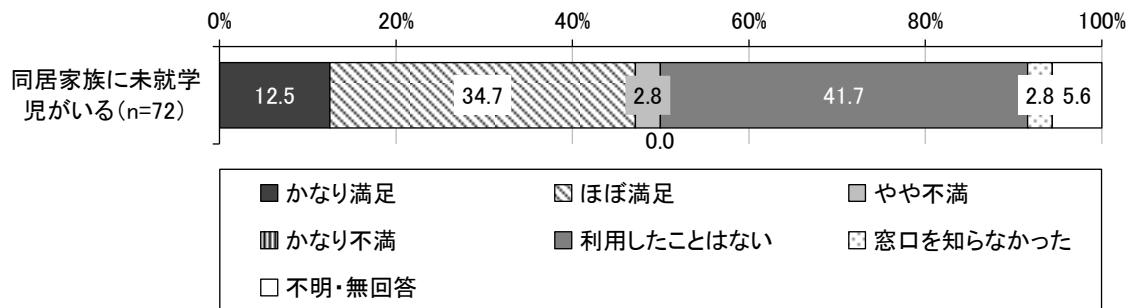


■各相談窓口の満足度

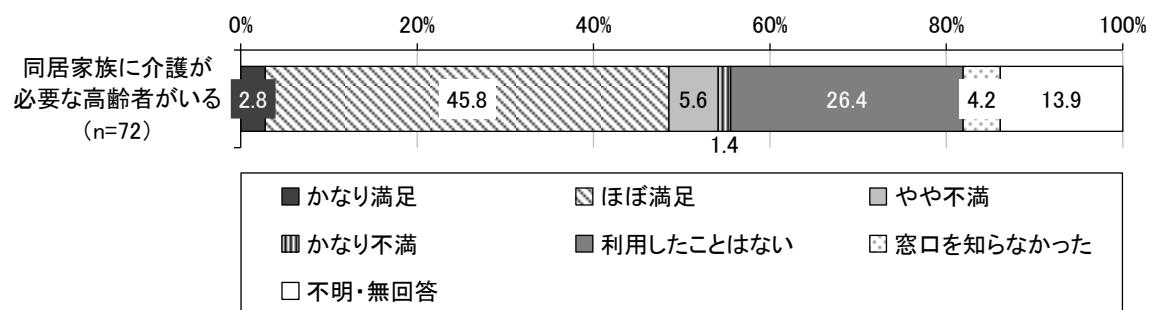


相談窓口に関して、未就学児がいるご家庭の方では、③子育て支援課の窓口が『満足』（「かなり満足」「ほぼ満足」の合計）と答えたのは 38.9%、④保健センターの窓口は 47.2% でした。介護が必要な方がいるご家庭の方では、②介護保険課の窓口が『満足』と答えたのは 48.6% でした。

■保健センターの窓口の満足度（同居家族に未就学児がいる方）

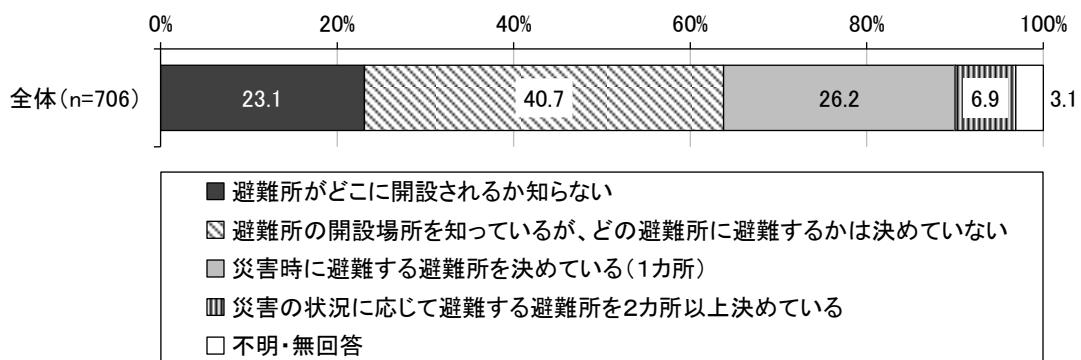


■介護保険課の窓口の満足度（同居家族に介護が必要な高齢者がいる方）

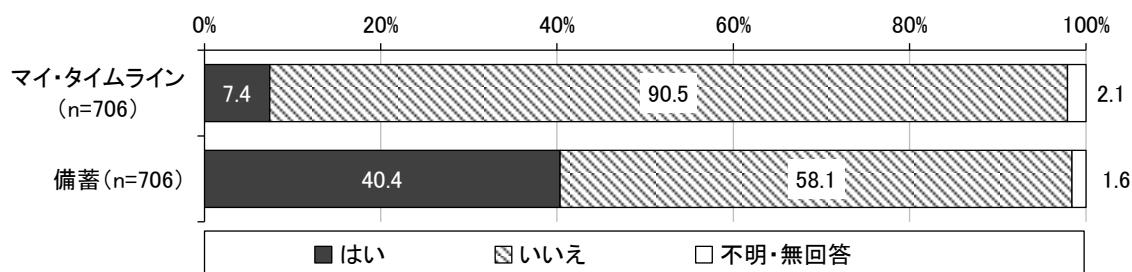


災害時の避難所について、「災害時に避難する避難所を決めている（1カ所）」「災害の状況に応じて避難する避難所を2カ所以上決めている」という方が33.1%となっている一方、「避難所がどこに開設されるか知らない」方も23.1%となっています。また、マイ・タイムラインの作成や備蓄についても実施している割合は5割以下という状況です。

■ 災害時の避難所について



■ 災害時のマイ・タイムラインの作成や備蓄の用意はあるか



【取り組みの方向性】

市民の様々な悩みに答えるため、相談窓口体制を充実させるとともに、より効果的な相談業務が実施できるような窓口同士の連携を強化します。

また、安心して地域で暮らしていくような、防災・防犯対策、ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくり、様々な住民を受け入れる共生のまちづくりを推進します。

さらに、だれもが安心して生活を送れるよう、経済支援等により困りごとを抱えた人に 対する支援を行っています。

【具体的な取り組み】

1. 相談業務の充実

No	事業名	事業内容	担当
1	初期相談窓口の連携・強化	初期相談の窓口業務の連携を図ります。また、保健・医療・福祉などに関わる各相談員や相談機関など(窓口含む)のネットワークを構築し、市民の困りごとや要望に、迅速に対応できるように協力体制を整えます。	福祉課 介護保険課 子育て支援課 保健センター 社会福祉協議会
2	相談業務の質の向上	多種多様な相談に応じるため研修会や相談員同士の交流会などを実施し、得た情報の共有や社会福祉主事の資格取得により、相談業務の質の向上に努めます。	福祉課 介護保険課 子育て支援課 保健センター 社会福祉協議会
3	民生委員・児童委員の活動促進	例月開催される民生委員児童委員協議会定例会のなかで、福祉制度の事項別研修などを実施し、民生委員の相談業務の充実を図ります。	福祉課
4	地域包括支援センター・総合相談支援	高齢者本人、家族、近隣の方などを通じた高齢者のさまざまな相談への対応や、介護予防に関する情報提供を行います。	介護保険課
5	障害者相談支援事業	直営の基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援の中核として、福祉サービスの利用や権利擁護のために必要な援助など、障害者などからの各般の相談に応じ、情報提供やサービス利用支援を行います。	福祉課
6	こころの健康相談	こころの病(眠れない、不安や孤独感が強いなど)について専門家が相談に応じます。	福祉課
7	地域子育て支援センター	子育て支援センターで、電話や来所で子育てに伴う悩みや不安などの育児相談、子育て中の親子の交流を通した情報交換を行います。	子育て支援課
8	家庭児童相談室	家庭内での健全な児童の養育、その他児童の福祉向上のため、相談員による相談を行います。	子育て支援課
9	子育て世代包括支援センター事業	子育て世代が安心して妊娠・出産及び子育てができるよう、母子保健に関する専門的な知識を有する保健師等が相談や個別プランを作成し、継続的な保健指導を実施することにより、切れ目のない支援を行います。	保健センター
10	心配ごと相談	毎月3回、日常生活における諸問題に対し、弁護士や心配ごと相談員による法律相談を行います。	福祉課 社会福祉協議会

No	事業名	事業内容	担当
11	重層的支援体制整備事業（新規・再掲）	既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する重層的支援体制整備事業の必要性について研究し、体制整備について検討します。	福祉課 子育て支援課 介護保険課
12	人権相談	法務省の人権擁護機関において、法務局職員や人権擁護委員が人権に関する相談を行います。	福祉課 人権推進室
13	生活困窮者自立相談支援事業(新規)	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのあるかた（世帯）に対し、個々の生活状況に応じ自立した生活への支援を行います。	福祉課 社会福祉協議会

2. 安心・安全な地域づくり

No	事業名	事業内容	担当
1	ユニバーサルデザインの普及	「いばらきユニバーサルデザイン推進指針」、「同 情報ガイドライン」及び「茨城県人にやさしいまちづくり条例」について、府内及び市内民間事業者への普及に努めます。	福祉課
2	防犯ボランティアパトロール	安全安心な地域づくりのため、市民が健康増進のために行うウォーキングとあわせて行うなど、ボランティアで地域のパトロールを行います。	消防交通課
3	消費者対策の推進	消費者が正確な判断をもって安心安全な消費生活が送れるよう啓発の充実を図ると共に、消費者被害の救済や未然防止のため、専門相談員による相談業務を行います。	消費生活センター
4	不審者対策事業	教育委員会が中心となり、市内の幼稚園・小中学校、県立学校、下妻警察署、福祉事務所（保育園）、消防交通課、スクールサポートセンター、生涯学習課と連携を図り、不審者事案が発生した場合は早急に状況を周知するなどして被害防止に努めます。	指導課
5	避難行動要支援者名簿作成事業	災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成が市に義務化されたことに伴い作成します。	消防交通課 福祉課 介護保険課
6	避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成	避難行動要支援者名簿の作成に伴い、個別避難計画を作成します。	消防交通課 福祉課 介護保険課

No	事業名	事業内容	担当
7	福祉避難所運営マニュアルの作成	「福祉避難所設置運営に関するガイドライン」に基づき、福祉避難所運営マニュアルの作成を検討します。	消防交通課 福祉課 介護保険課
8	福祉避難所設置運営事業	市内の関係施設と「福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結し、災害時の福祉避難所設置運営に備えます。	消防交通課 福祉課 子育て支援課 介護保険課 保険年金課 保健センター
9	防災ボランティアの養成	災害時に活動する防災ボランティアについて、講座などを開催し養成します。	福祉課 社会福祉協議会
10	文字表示機能付き防災ラジオ配布事業	広く市民配布している防災ラジオに文字表示機能を付加したものを身体障害者手帳の交付を受けている方がいる世帯及び事業所に配布します。	消防交通課

3. 共生のまちづくり

No	事業名	事業内容	担当
1	社会を明るくする運動の促進	保護司会及び更生保護女性会の活動を支援すると共に、「社会を明るくする運動」を推進し、罪を犯した人の社会復帰の促進、犯罪防止の活動を推進します。	福祉課 人権推進室
2	住居確保給付金事業	離職等により経済的に困窮し、住まいを失った、又は失う恐れのある方を対象に原則3ヶ月を限度として家賃相当分（上限有り）の費用を支給します。	福祉課 社会福祉協議会
3	就労準備支援事業	一般就労に向けた準備が整っていない方に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援します。	福祉課 社会福祉協議会
4	家計改善支援事業	家計に問題を抱え、経済的に困窮する方からの相談に応じ、家計改善のために収入や支出の見直しを行いながら、相談者に合わせた家計管理の方法を助言し、生活の安定が図れるよう支援します。	福祉課 社会福祉協議会
5	学習支援事業	経済的に困窮し、思うように勉強が進まない、塾に通うことが難しいなど、教育の格差や学習及び教育の機会の喪失を防ぐことを目的に学習支援を行います。	福祉課 社会福祉協議会
6	一時生活支援事業	住居の無い生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、宿泊場所の提供や衣食の供与等を実施します。	福祉課 社会福祉協議会

市民や地域の皆さんにお願いしたいこと

- 市や県の相談窓口にどのようなものがあるか調べてみましょう。
- 備蓄、マイ・タイムラインの作成、避難所の情報収集など、自分でできる防災対策に取り組みましょう。

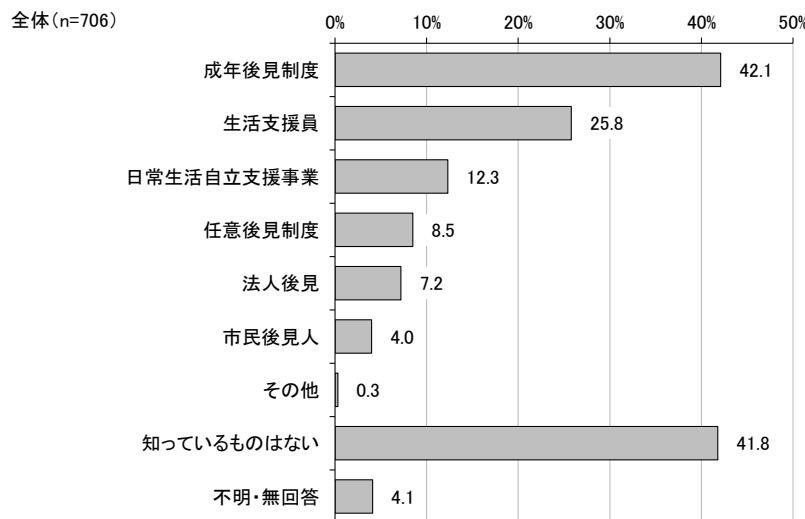
(2) 権利擁護の推進（成年後見制度利用促進基本計画を含む）

【現状と課題】

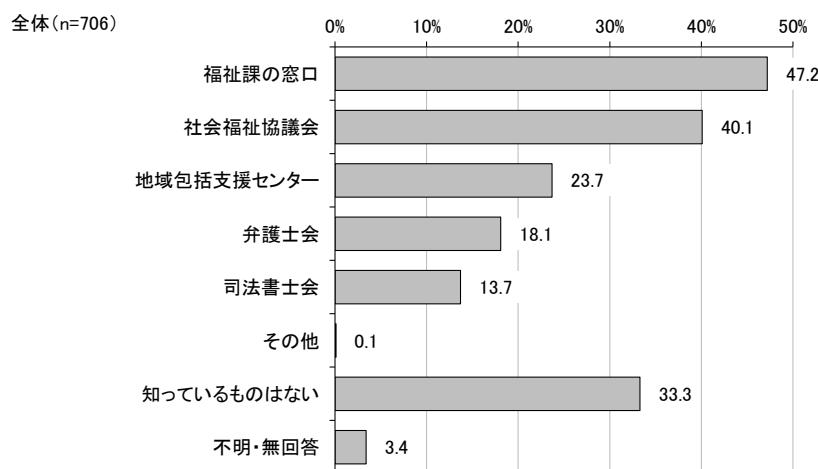
権利擁護に関する用語の認知度についてみると、「成年後見制度」が42.1%と最も多く、次いで「知っているものはない」が41.8%、「生活支援員」が25.8%となっています。

また、権利擁護に関する相談窓口の認知度は、「福祉課の窓口」が47.2%と最も多く、次いで「社会福祉協議会」が40.1%、「知っているものはない」が33.3%となっています。

■権利擁護に関する用語の認知度



■権利擁護に関する相談窓口の認知度



【取り組みの方向性】

高齢になったり、障害・病気等で判断能力が充分でなくなったりしても安心して地域の中で暮らすことができるよう、成年後見制度を利用しやすくするなど、権利擁護の取り組みを進めます。また、虐待防止や人権教育を実施し、人権擁護の取り組みを進めます。

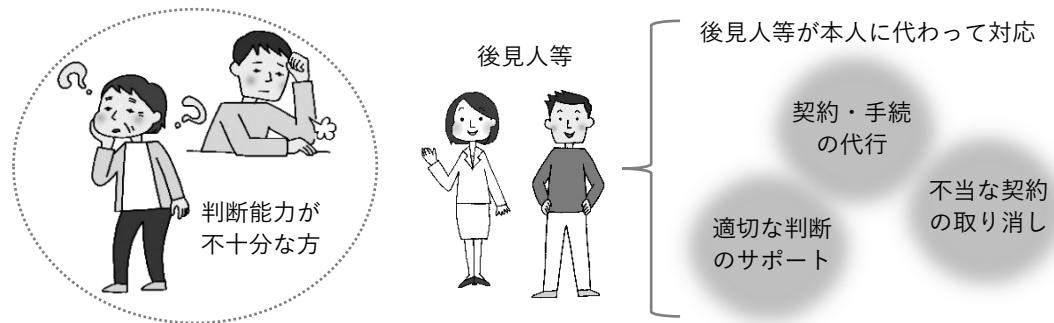
【具体的な取り組み】

1. 権利擁護の利用支援（成年後見制度利用促進基本計画）

No	事業名	事業内容	担当
1	成年後見制度利用促進事業	成年後見制度の利用促進を図るために中核機関を設置し必要な支援につながるよう相談機能の充実・強化を図ります。また、必要な人が成年後見制度を利用できるよう地域連携ネットワークの構築に取り組みます。	福祉課 介護保険課 社会福祉協議会
2	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要と思われる方に対し、制度の説明や関係機関の紹介を行います。また、必要に応じ、市長による申し立てにつなげていきます。費用については、成年後見制度の市長申立に要する経費及び後見人などへの報酬を補助します。	福祉課 介護保険課
3	日常生活自立支援事業	判断能力の不十分な方に対し、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の支援を行います。	社会福祉協議会
4	成年後見制度法人後見支援事業（新規）	社会福祉協議会が後見人となり、障害者や高齢者の権利擁護支援を行います。	福祉課 介護保険課 社会福祉協議会

成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの管理、相続の手続などの財産管理や、介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約などを一人で行うのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。そのような判断能力の不十分な方々を法的に保護し、支援するのが成年後見制度です。



成年後見制度には、ご本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる法定後見制度と、ご本人に十分な判断能力があるうちにあらかじめ自らが選んだ人（任意後見人）に、判断能力が不十分になったときに、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく任意後見制度があります。

成年後見制度の類型

制度を利用する場合は、家庭裁判所へ申し立てを行うことにより、本人の能力に応じて、「後見」「補佐」「補助」の類型に区分されます。

申し立てができる人は、本人や配偶者、四親等内の親族、市町村長などです。

裁判所に選任された成年後見人等が本人に代わって財産の管理や日常生活の手続きを行い、不利益を受けないように支援します。

類型	判断能力の有無	支援者	権限
後見	ほとんどない	成年後見人	全ての法律行為を行う
補佐	著しく不十分	保佐人	重要な法律行為の同意取り消し 申し立てにより裁判所が定める行為
補助	不十分	補助人	申し立てにより裁判所が定める行為

■成年後見人の主な業務

財産管理	身上監護
<ul style="list-style-type: none">・現金、預貯金、不動産の管理・収入、支出の管理・有価証券等の金融商品管理・税務処理（確定申告など）	<ul style="list-style-type: none">・医療に関する契約・施設等への入所契約・介護、障害福祉サービス契約・生活、看護に関する契約

【下妻市における権利擁護の取り組み経過】

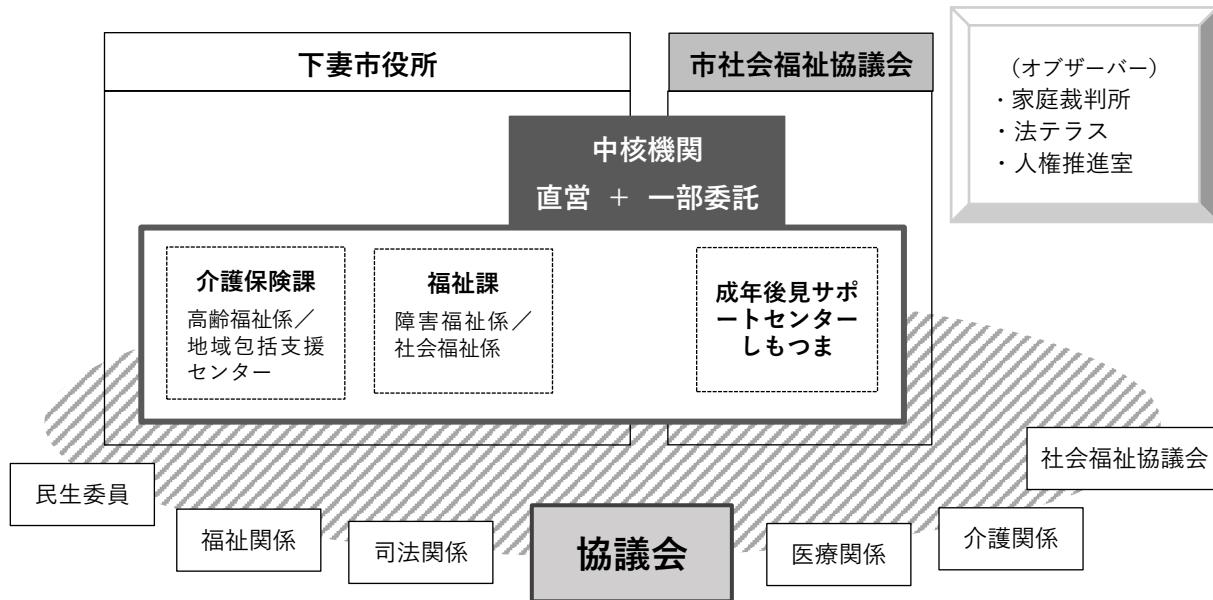
本市では、成年後見制度の利用の促進に関する法律や国第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、以下のような流れで成年後見制度の利用促進に向けて取り組んでいます。

時期	内容
令和3年6月より	成年後見制度利用促進事業開始に向けた府内関係部署、社会福祉協議会と検討会議を月1回開催
令和3年9月	県の担当者を招き、検討会議参加者向けの研修会を開催
令和4年4月	中核機関を福祉課および介護保険課に設置
令和4年9月	下妻市成年後見制度利用促進協議会を設置
令和5年4月	「成年後見サポートセンターしもつま」を下妻市社会福祉協議会に設置
令和5年4月	中核機関に社会福祉協議会が加わり、制度利用促進機能（受任調節等）を一部委託

【下妻市における地域連携のイメージ】※令和5年4月より

地域において、権利擁護が必要な人を把握し、相談に応じ、成年後見制度の利用に結び付けるためには、福祉・医療・地域の関係者や法律の専門家・行政などが連携して対応する必要があります。関連部署や関係機関が連携した体制づくり（地域連携ネットワーク）に取り組む必要があります。

本市では、令和5年4月以降、以下のように連携して成年後見制度の利用促進を支援します。



■中核機関の役割

地域連携ネットワークの運営の中心となる中核機関は、以下の機能を有する総合相談窓口となります。

- ①**広報機能**…成年後見制度の広報や周知を行います。
- ②**相談機能**…成年後見制度の利用に関する相談等を行います。
- ③**成年後見制度利用促進機能**…本人と後見人候補者とのマッチングや市民後見人等担い手の育成や活用を行います。
- ④**後見人支援機能**…後見人等の相談や支援等を行います。

2. 虐待の防止・人権の擁護

No	事業名	事業内容	担当
1	虐待防止・DV防止等の啓発・広報	家庭内や施設等で発生する虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）等の防止に向け、広報紙やホームページなどを通じて啓発活動を行います。また、相談窓口の周知に努め、虐待を把握した場合は速やかに対応できる体制を整えます。	福祉課 介護保険課 子育て支援課
2	要保護児童対策地域協議会事業	要保護児童の早期発見や適宜に児童の安全を図るために、関係機関が情報等を共有し、適切な連携の下で対応できる体制を確保します。	子育て支援課
3	高齢者虐待防止対策	高齢者虐待を把握した場合は、速やかに対応します。虐待防止に向けた市民・介護施設等への啓発活動を実施します。	介護保険課
4	障害者虐待防止対策	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援などに関する法律に基づき、障害者に対する虐待の通報、相談体制の充実を図ります。	福祉課
5	人権教育推進事業	法務局と連携し、小中学生を対象とした人権教室や人権作文を実施するとともに、人権相談については、法務省が実施する電話相談等の周知なども合わせて実施します。	指導課 人権擁護委員 福祉課

市民や地域の皆さんにお願いしたいこと

- 自身や身近な人の判断能力が低下した際にどのような対応が可能か、考えてみましょう。
- 権利擁護の制度について学ぶ機会に参加してみましょう。

第5章 計画の推進

1 地域福祉推進役の連携・協働による地域福祉の推進

(1) 地域福祉推進役

地域福祉の担い手は、市民一人ひとりです。地域においては、行政機関以外にも、さまざまな団体・機関・事業所等と共に、自らを地域福祉の担い手として自覚している市民によって地域福祉活動が推進されています。自覺的な市民や団体・機関・事業所等を、ここでは「地域福祉推進役」と称します。

市民一人ひとりが地域福祉の担い手として（地域福祉推進役）の意識を持って、地域福祉に関わる事業や活動を推進することが望されます。

地域福祉推進役は、自らの事業や活動を通して地域福祉を推進しますが、必要に応じて、行政と地域福祉推進役の連携、地域福祉推進役同士の相互連携により、活動を推進します。

(2) 主な地域福祉推進役の役割

①市民の役割

市民一人ひとりが「地域福祉」についての理解を深め、市民が福祉を支える担い手である意識を高めていくことが重要です。

地域で開催される福祉イベントやボランティア活動に積極的に参加すると共に、地域住民同士の親睦を深め、見守り活動等の地域福祉活動を推進します。

②地域・自治区の役割

地域福祉を展開するため、地域で暮らす人々の交流や支え合い活動を推進することが重要です。

人と人との結びつきを深めるために、気軽に集まれる居場所づくりや住民主体の活動を進めます。一人ひとりの力で解決できない課題について、その地域で暮らす人々の知恵を結集し、連帯と連携により解決を図ります。

③ボランティア団体の役割

自らのボランティア活動を活発に行うと共に、新しくボランティアの参加者を募ることが重要です。

ボランティア活動の内容を分かりやすく、市民に伝えるアピール活動を強化します。

④一般企業・事業所の役割

一般企業・事業所は、地域経済の担い手であると共に、地域福祉の担い手としても重要です。今後も、地域住民の雇用の維持・確保をはじめ、男女共同参画社会の構築やボランティア協力等の地域貢献を通して、地域福祉の推進に努めます。

⑤サービス事業者の役割

福祉サービス事業者は、利用者本位の事業活動を行うと共に、サービスの質の向上に努めることが重要です。

サービス事業者は、福祉事業に関わる専門的な知識や技術、人材・施設等の福祉資源を地域福祉推進に活用し、地域の福祉力の向上に努めます。

⑥社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、「地域福祉」を推進する団体として社会福祉法に定められています。本計画の内容を実現・推進するため、サービス事業者をはじめ地域福祉推進役の相互連携と共に、地域福祉活動への積極的な住民参加を促進し、地域の福祉力を高めるように努めます。

⑦民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、福祉行政と協働して地域福祉を推進する役割を担っています。地域住民の最も身近なところで、情報提供や親身な相談業務を行うなど地域福祉活動を推進します。

⑧行政の役割

行政の基本的な役割は、本計画の施策を着実に実行することです。また、社会福祉協議会等と協働して、適宜、地域福祉推進役相互の連携を進めるための企画・調整を行い、住民参加を基本に地域福祉が総合的に推進されるように努めます。

2 計画の評価

計画を着実に実行するためには、計画に記載された施策の進捗状況を客観的に把握することが重要であることから、計画の更なる推進に向けた目標値を設定しました。

目標値は、基本目標に沿って事業を実施することによって達成されると考えられる「成果目標」を設定します。「成果目標」は、令和4年度に本計画策定のために実施した市民アンケート調査結果をもとに設定しています。令和9年度には本計画の達成状況を把握し、次期計画の検討材料とするために市民アンケート調査を実施します。

基本目標Ⅰ ともに支えあう地域づくり

成果目標の項目	現状値 令和4年度	目標値 令和9年度
福祉に関する情報提供について、全体として満足している市民の増加 ※「充分」「どちらかといえば充分」の割合	72.4%	76.4%
住んでいる地域に、住民同士のふれあいがあると感じる市民の増加 ※「かなりあると思う」「どちらかといえばあると思う」の割合	50.2%	54.2%

基本目標Ⅱ つながりあう地域づくり

成果目標の項目	現状値 令和4年度	目標値 令和9年度
福祉に関する情報提供について、全体として満足している市民の増加 ※「充分」「どちらかといえば充分」の割合	21.9%	25.9%
福祉サービスの観点から下妻市は住みやすいと感じる市民の増加 ※「住みよい」の割合	72.9%	76.9%

基本目標Ⅲ 安心して暮らせる地域づくり

成果目標の項目	現状値 令和4年度	目標値 令和9年度
相談したいことがあるが、相談窓口がわからない市民の減少	5.4%	0.4%
災害時の避難所の開設場所を知らない市民の減少 ※「避難所がどこに開設されるか知らない」の割合	23.1%	19.1%
権利擁護に関する用語の認知度の向上 ※「成年後見制度」「法人後見」「日常生活自立支援事業」それぞれの割合	成年後見制度 42.1% 法人後見 7.2% 日常生活自立支援事業 12.3%	成年後見制度 46.1% 法人後見 11.2% 日常生活自立支援事業 16.3%

3 計画の進行管理体制

本計画を総合的に進めていくために、計画の実施状況等を評価し、情報を共有する体制が必要です。進捗状況を把握し、PDCA サイクルに基づき計画を推進します。

また、本計画は福祉分野の各計画の上位計画として位置づけられることから、関連計画の進捗状況や関連調査の結果にも留意し、総合的に地域福祉の進捗状況について把握するよう努めます。

4 補助事業の活用と財源の確保

本計画に掲げた事業に取り組むには、財源を確保しなければなりませんが、その財源となる歳入は、生産年齢人口の減少に伴い、市税収入の伸びが期待できない状況にあります。計画の推進にあたっては、限られた財源の中で最大の成果を挙げるため、補助事業の活用や財源確保に創意工夫して取り組みます。